

第八回国会 衆議院 地方行政委員會議錄 第七号

昭和二十五年七月十九日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事生田 和平君 理事川本 末治君

理事塚田十一郎君 理事藤田 義光君

理事門司 亮君

池見 茂隆君

門脇勝太郎君

清水 逸平君

野村專太郎君

龍野喜一郎君

床次 徳二君

大矢 省三君

立花 敏男君

松本六太郎君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政務委員

地方自治政務次官 小野 哲君

地方自治庁次長 鈴木 俊一君

地方自治庁長 奥野 誠亮君

財政課長 平田敬一郎君

大藏事務官 (主税局長) 内山 徳治君

委員外の出席者

参考人(日本租税 研究会研究部長) 国井 秀作君

参考人(東京都鉄 道建設工業経営 者協会専務理事) 中島喜三郎君

参考人(東京 都議會議員) 湯河 元威君

参考人(農林中 央金庫理事) 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

七月十九日

委員橋本登美三郎君及び受田新吉君 辭任につき、その補欠として高城三 郎君及び大矢省三君が議長の指名で 委員に選任された。

本日の會議に付した事件

地方税法案(内閣提出第一号)

○前尾委員長 これより會議を開きま す。

前日に引続き地方税法案を議題とい たします。

本日の予定は市町村民税、目的税、 都等の特例というところの御審議を願 う予定にいたしておりますが、その前に 昨日の委員会で決定いたしました参考 人のうちで、東京都議会議員の中島喜 三郎君、東京都鉄工業経営者協 会理事の国井秀作君、農林中央金庫理 事長湯河元威君、租税研究会研究部長 内山徳治君の四名の方がお見えになる 予定になつておりました、ただいます でに中島、国井、内山三名の参考人の 方々が御出席になつております。従い ましてさつそく参考人の方から御意見 を聴取することにいたしましたと思いま す。この際委員長といたしまして、参 考人の各位にごあいさつを申し上げ ます。

本日は酷暑の折柄、御多忙中にもか かりませう、本委員会に御出席くだ さいまして、貴重な御意見を承ること ができますことは、本委員会今後の法 案審査の上に、多大の参考になること と確信いたしておるのであります、

委員會を代表いたしましたして、厚く感謝 を申し上げる次第であります。本日は 何とぞ忌憚のない御意見の開陳を切望 する次第でございます。よろしくお 願いを申し上げます。

まず租税研究会研究部長の内山徳治 君から御意見を承ることにいたしま す。内山徳治君。

○内山参考人 私ただいま御紹介にあ ずかりました内山でございます。きよ は日本租税研究会の肩書きで参つて おりますけれども、主たる職業は、

むしろ経済団体連合会の事務局の方に あるのでございます。なお経済団体連 合会は、事務局が日本産業協議会と共 同になつております関係上、日本産業 協議会の方にも、そういう意味で私関 連があり、なおその上に企業研究会と いうのがございまして、これは産業関 係の主要なる会社の経理、税務等の実 務担当者を集まりてございまして、そ れに中西實雄さんその他若干の学者が 参加しております研究会でございます が、私その方にも関係いたしております ので、本日はそのような各種団体の 動きから、私の頭に結論づけられまし た見解の若干を申し上げてみたいと思 います。次第であります。

日本租税研究会は、経済界の団体 という意味ではないのでございまして、 学業、法曹界等も経済界と平等な 立場で参加いたしており、また官庁方 面とも特に密接な連絡をとりまして、中 立的な立場で租税問題に関する研究を することになつております。従いまし

て、協会としての統一した意見をまと めて決議をするというふうなことは、 いたさない建前になつております。た だ各界の租税問題のエキスパートの 方々が、どういふふうな意見を持つて おられるかというところにつきまして は、ときどきその意見を輿論調査的な 方式によつて調査いたしまして、各 面の御参考に供しております。今年の 二月ごろに調査いたしました地方税に 対する見解は、たしか四月と思いま す

が、前の国会のとき、私お呼び出しを いたしまして、そのときに御紹介申 し上げたのであります。その後若干の 事情の変化がございまして、新し い立場でもう一度調査をいたしたつた 結果をまとめて申し上げる段階に至 っておりますので、あとで御参考に 供することにしたかと思つておりま す。それから租税協会の方の動きを いたしましては、この地方税の問題を 考えます場合に、国税と地方税とを通 じました租税の負担関係がどういふ ふうになるかということ、できるだけ 正確に調査してみることが必要である ということが租税協会の問題になりま して、その方針に従ひまして、経済団 体連合会の事務局で調査をいたしたの であります。主要なる会社の租税負 担の状況をできるだけ正確に、また公 正につかむことに努力いたしております。これも実は今度の臨時国会の御参 考に供し得るようという予定で着手 いたしましたのであります。正確な数字

を会社からいただくことがなかなかむ ずかしいために、今日はおおぐ中間 的な大体の結論を申し上げるにとどめ るほかないのでございまして、数日中 にはもう少し正確な表がでると思ひ ますので、今度の議会の御審議には 十分間に合わないことになるかもしれ ませんが、あとで御参考にしていただ きたいと存じております。経済団体連 合会といたしましては、地方税につき ましては通常国会の前に数回にわたリ まして意見をまとめて発表いたしました が、その後たまたま申しました税負 担の調査をさらに正確に見ますと同時 に、新しい情勢に際しまして、特に委 員会を設けて慎重に審議いたしました 結果、今回は特に固定資産税について せひとも経済界として要望いたした い 点が数点ございまして、その点を とりまとめまして、去る十一日付で要 望見書を発表いたしました。そのプ リントを本日御参考にお配り申し上げ た次第でございます。企業研究会の方 は最近そうした意見のとりまとめをい たしておりませんが、附加価値税、固 定資産税等につきましては、やや基本 的な研究調査をいたしまして、その都 度騰写版で発表いたしておりました が、もう少しはつきりした形にまとめ ておきたいということで、企業と税制 改革という表題で一冊の本にいたしま して、公刊いたしました。ちやうど昨 日その本ができました。書店に配給を する段取りになつたような次第でござ います。当面の、今回の臨時国会の問

題としては少し手ぬるい感があるかも知れませんが、この地方税の問題は来年度まで持ち越される問題も相当多いと存じますので、何かの折に御参考にしていただくことができれば幸いです。

大体以上のような動きを通じまして、当面問題になつておると思ひます。主要点をかいつまんで申し上げてみたいと存じます。まず附加価値税でございますが、これにつきましては経団連からも前の通常国会に法案が出す前に、これはいろいろ意味において二十五年度から実施することは非常にむりと思われるから、ぜひ延期をしてもらいたいというのを要望いたしました。結果においてその要望が取り入れられた形になつておりますので、この際あまり多くを申し上げることはございませうが、ただ私どもの研究して参りました結論といたしましては、この附加価値税を附加価値税という形で実施することが、はたして日本に適するかどうかという根本に、相当の疑問を抱いておられますので、実施を延期いたしました以上は、もう一度相当根本にさかのぼつて再検討をしていただきまして、附加価値税という形の中できまして、地方自治庁でおつくりになつた原案と、またそれとは相当違つた考え方もできるわけでございますが、附加価値税として来年度から必ず実施することはこの際きめていただくことは、少し早計ではないかと考えておる次第でございます。そういう含みの上で、とりあえず延期をしておいて再検討なさるということであれば、けつこうでございます。必す来年度一月一日から実施するのだという前提で延期すると

いうだけでは、民間の租税研究協会としては相当強い不満が残るだろうと考へます。

次に固定資産税でございますが、固定資産税のうち特に減価償却資産に對しまして、新たに課税するようにしたものであります。これがまつた新しい税であります。減価償却資産の評価、その他の調査そのものが非常にむずかしいという理由からいたしまして、これまで固定資産税は固定資産税として二十五年度から実施をし、法案をつくつておくことはさしつかえなけれども、減価償却資産に関する分は実施を延期してもらいたいというものが、経団連の要望であつたわけでありまして、これに對しまして今度の修正案を拜見いたしますと、課税標準の決定の非常にむずかしいことをお認めくださいます。二十五年度は仮決定にしておいて、二十六年度の相当分りのころになつてから、二十五年度分について正式の決定をして調整をはかる。こういうことでございまして、その限りにおいてはまことに改善されておると思ひますが、ただこの固定資産税については、かなり根本的な点になお未解決の問題があるというふうに、私どもは考えておるのであります。それは結局資産の評価の方法が、今までの考え方では、適正な時価というものは抽象的な言葉が用いられておるが、しかばこれを具体的に適正な時価とは何を意味するのであるか、何を現実につかまえて適正な時価と呼ぶのかということになります。また、たゞ標準がないといつてよいのであります。このままで進みますことは、徴税上においても非常に問題を起す懸念も

あると思ひますし、また納税者側としても非常に不安を感じる事柄であります。固定資産税を固定資産税としてのはつきりきめず場合には、ぜひともこの点をもう少しきつりときめた上で実施していただきたいというものが、広い範囲にわたる要望でございます。ただ、そのような明確な決定は二十六年度までにきめればよいのであつて、二十五年度はかりにきめておくのであるというのが今度の法案でございます。その意味においては、その根本問題にはあまり深く触れなくてよいということになります。その根本方針については、経済界としては今までの研究の結論として、ある程度の方向を持つております。そこで二十五年度の仮決定においても、これはできただけ正しい妥当な方法に従つていただきたいというのが経済界の要望でございます。そのことが先刻お配りいたしました経済団体連合会の意見に入つておるわけでございます。

それからもう一つ固定資産税につきましても、前の通常国会の前から要望しておつたことでございますが、業種によりまして、今度の固定資産税が、企業に對してはなほだ重く、また苛酷な重圧になると思われる場合が相当にある、これをどうしても何とかしていただきたいというのを前から強く要望しておつた次第でございます。今回修正案においても、その点の考慮が、民間から見ましては、はなはだ欠けておるのではないかと思はれるわけでございます。そこでこれにつきましても、さらに負担の状況を相当精密に調査いたしましたものを裏づけといたしまして、この要望書の中に書いてあ

りますように、船舶と、私鉄の軌道及び車両、これについてはいろいろ議論があることと存じますが、私どもの結論といたしましては、特別な扱いをしてもらわなければならぬ。それから発電機及び送電線の施設、ガスの供給施設、それからそのほか、少し性質はかわりますが、鉄道の軌道、それから遊休未稼働になつておるもので、それが経営者の責任上、必ずしも遊休にする必要がないのに遊休になつておる場合は、課税されても当然といわなければならぬ。それが、経営者の責任に帰すべきからざる、いわば不可抗力によつて遊休となつておる場合が相当にあるのであります。そういうものについては、ぜひ特別の考慮をしていただきたい。それからなお価格統制の残つておるものがございまして、これについては、租税の転嫁の問題をぜひ考えていただきたい。こういうような点が今度の要望に入つておるわけでありまして、大体書いたものを出してございまして、一応説明の方は省略いたしました。あと簡単に進んで参りたいと思ひますが、固定資産税につきましては、大体そういうふうなことで、根本論としての評価の方法が一番問題でございます。

次に市町村民税につきましても、経済界として特に非常に強い意見を出すほどの空氣は、ただいまのところございませんが、しかしこれは企業の立場から見ては相当重大な問題であるといふことだけは、申し上げておきたいと思ひます。それは結局、この税を負担いたします賃金俸給生活者が、税負担の重くなる分を賃金の引上げに持つて行きたいという空氣が相当にある。これはむりからぬことだと判断されるような事情が相当ございまして、結局、会社の負担になる傾きが相当ございまして、この点は他の税の負担の問題と関連いたしまして、企業の一つの負担になる傾向にあるといふことを、ぜひとも御注意いただきたいと思ひます。

それからもう一度固定資産税の方にもどつて、簡単に御説明申し上げたいと思ひます。船舶につきましては、海運業の方からいろいろ意見が出ておりますので、皆様方御承知のことと存じますが、この問題は、ひとり海運業だけの問題ではなくて、日本の海運、從つて海運業といふから、結局、日本の海運業といふことになりまして、この前途をどう考えるかといふことは、他のすべての産業にとつて非常に深い関心のあるところでございます。大体世界的に見ましても、イギリスなどは、海運業には相当強い補助政策をとつております。アメリカは、イギリスほどの補助金政策はとつておりませんが、それでも、やはり実質上、補助金政策になるような政策を相当にとつておるのであります。それに対して、日本では、そうした特別の政策がまつたくならぬ以上、今度の税制改革によつて、固定資産税の重圧が非常に強く感ぜられる海運業におきましては新船の建造が当分の間相当続きます結果として、附加価値税は大体当分の間全然からないものとして、税負担を計算しておるのであります。固定資産税が非常にふえる結果として、これは他の業種に比べて、断然負担が重くなることは大体確実であります。そういうこ

とになりますと、海運業の将来に重大な影響を及ぼすと考えられます。この点、経団連といしましては、他の業種、金融貿易等の方々も、全部一致して要望しておられるのでございます。それから、ぜひそういう意味において、おくみとりを願いたいと思ひます。その他の業種につきましても、大体同様のことでございしますから、ぜひお考えをお願い申し上げます。

大体要点だけ以上お述べいたしました。はなはだ簡単かつ不備でございした。以上で公述を終りたいと思ひます。

○前尾委員長 それでは内山参考人に対して質疑がありましたら、この際願ひます。

○久保田委員 いろいろ参考人の方々の話を、大臣その他政府委員の人々にも聞いてもらいたい。

○前尾委員長 鈴木政府委員が来ておりますから……。

○河原委員 ただいまのお話中、経済団体としては、市町村民税についてはあまりやかましくはないが、これが各勤労者の方への影響のきつて関係から、その方面の影響が軽減されて賃金値上げを誘発しないかという懸念を持つておられるというお話でございしますが、先般来固定資産税または附加価値税の審議において、委員中の労働組合方面の意見を反映したと思われる向きの質問によりまして、固定資産税において、直接の影響は勤労者方面にはないが、土地家屋に対する税負担が重くなれば、借家人に転嫁されるおそれがあるというので非常に心配しておる。また附加価値税におきましても、工業方

面において人件費が見込まれない関係で、首切りあるいは減俸といったふうなことが勤労者方面に転嫁されるおそれがあるというので心配しておる。こういうお話でございまして、両方を照し合せますと、ともなうに自分にかつて来ないことではあるが、ひいてこれが間接的に影響をしないかと御心配になるわけでありまして、ところで今の経済団体の方のお考えとしましては、これが賃金値上げを誘発するような懸念がある。そういうふうな場合には、賃金の値上げについて格別の考慮を拂つてやろうというお心構えがあるものかどうか。なければ御心配はないわけでありまして、やはりそういうお心構えがあるによつて御心配なさるのであるか、この点をお伺ひいたした

い。

○内山参考人 大体今お話のように、企業側としては、ある程度これを考慮してやらざるを得ないのではないかと

思われる節が若干ございします。その意味で心配しておるのであります。○大泉委員 今日の産業界は、必ずしも資本の全面的な適正な活動というところにはなつていないと思ひますが、そこで産業界における経済団体としての事業上の収益あるいは利益率といううなもの、資本に對し大体どのくらいが適正であるという、一つの目標があられるかどうか。それによつてちよつとお伺ひしたいことがあります。大

体事業界の再評価後におけるところの資産に対する収益率の目標が、どの程度であるかということをお聞きたい。

○内山参考人 大体現在の情勢といしましては、株式に対する金利と見合つて受当な配当ができることが、どう

しても会社としては必要でございします。その意味で、社債の発行利回り、応募者利回りの方から言つと、一割一、二分というところになりまして、うけれども、発行の方は一割四、五分になるのであります。そういうところの割合から考えまして、利益がなければいたし方ありませんが、適正なと言ひますか、適正なものとしてやれば、率としては一割五分程度の株主配当ができるような利益がほしいということになるわけでございます。そのためには、それは荒利益から減価償却を引き、税負担を差引いた後、重役賞與、積立金等も見なければなりません。その残りが一割五分配当できるやうにというのが、現在の大体の標準でございします。

○大泉委員 資産の再評価前に、あまり詳しく論議はされませんが、今日

の産業界における投資額というものは、現在のいわゆる投資額よりも、実際の評価は二十倍倍、あるいは五十

倍倍というふうなことも聞いております。それに對して資本に対する配当あるいは借入金に対する利子というものは、またたくやめて、一割五分とかあるいは一割というふうな、またたく大

な資本に對するその利潤の少さを私は嘆いておる。でも一割五分を目標とされておるとするならば、そこで今度新しく地方税の改革によつて法人税その他所得税は地方税にまわされる、固定資産税のごときは、いわゆる責任を負わされた一つの税である。あるいは附加価値税においても、そうした利益

があらうとなかろうと、とにかく一つの活動資本に對して課せられる税であるけれども、これらの地方税は必ず経

費のうちに控除されるものと私は思ひます。そうすると少くとも収益を唯一の目標として、また生命としておるこの事業会社は、必ず私はこの点において相当軽減されるものと思ひます。固定資産税に對しても、附加価値税に對しても、いわゆる利潤の基準がきまつていなければ、私は一向苦しくないと思ひます。先ほどのお話の中に、固定資産税に對して、相当適正な評価が問題であるというようにおつしやつておりますが、これは資産の再評価が一つの基準になると思ひます。何か御名案があらいまするかどう

か、これと二つ承つておきたい。

○内山参考人 固定資産の評価の方法でございしますが、これについては具体的に何をつかむかという場合には、考

え方が大体四つほど出て来ると私は思ひます。一つはいわゆる売却価格といううなもの、これはいわゆる資本価格とは違つてあります。稼働するものとして売却する場合の価格というこ

とになるわけでありまして、そういうものが一つ。これは今度の再評価の陳腐化資産については、そういう考え方をとつております。大体固定資産税の評価の場合にも、売却価格という考え方はかなり強くシャープ勧告でも入つて

いるようでありまして、それが一つ。それから収益還元価格という考え方が一つ。これにも、いつの収益をとるかという問題がございしますけれども、とにかく収益力から見た還元価格。それから次に取得価格から減価償却を差引いた価格、もう一つは物価の変動する

場合があるもので、再取得価格から減価償却に相当する部分を控除した価格、こういう大体四つの基準が考えられると思ひます。このうち一番具体的につかみやすいのは、取得価格を標準にしたもの。これは法人税の計算上、現実に行われて

いるわけでありまして、法人税の方のきめ方が妥當でないという点はござ

いますけれども、数字としてはつかみやすい。再取得価格の方は、そのときの設備の価格の方から推定して参ります。しかしそれは不合理の点はある

ますが、数字はつかみやすい点がある。それからこれに對しまして売却価格というのは、非常に抽象的でありまして、一番いい觀念でありますけれども、實際問題としては、個人の住宅とか宅地とか耕地とかいうものにつ

ては、そういうものが割合つかみやすいと思ひますが、事業用の資産については売却価格というものは、りくつてはつきりしておるのでありますけれども、具体的な数字をつかむのは、適正な時価というのとほとんどかわらないことになる。収益還元価格というの

は、過去の収益の実績を基礎にする、非常に不合理なことが起ります。大体この四つがあらいますから、問題はそれうちのどれを中心にして他の要素を考慮するかということを考えるよりほかにないと思ひます。私どもは事業用の資産につきましては、やはり取得価格を基準にした、つまり減価償却の基礎になる価格を、まず第一につかむことが一番適當なのではないか。それには現在の耐用年数のきめ方その他から来る不合理も若干ありますけれども、しかし非常に不明確な売却価格というふうなものでつかむよりは、その方がまだ公平に行くだ

う、こういうふうには私は考えておるわけでありませう。それで今度の場合でも、特に事業用の建物については、一般の賃貸価格の倍率によらないで、その方法によつてもいいというものを申しておきますのは、その意味であります。

それから一般の減価償却資産のつかみ方も、なるべく実際の再評価価格によつてもらいたい。再評価価格にいろいろ非常に不合理のあることもよく存じておりますけれども、それを中心にして著しく不合理なものを訂正するという行き方をとつてもらいたいというのが、大体私の考え方でありませう。

それから前の方の御質問の固定資産税、附加価値税等は消費者に転嫁できるから、企業の負担に全部はならない、少くとも全部はならないと考えていいのではないかと御趣旨だらうと思ひますが……。

○大泉委員 違ひます。いわゆる法人税の収益の中から控除される、であるから一向転嫁しない。もちろん経済活動としては一向さしつかえないのじやないかという意味です。

○内山参考人 控除された収益がかわらなければ、お話の通りになるわけでありませうが、それは今申しました消費者への転嫁ができるかできないかによりまして、結局それを控除した収益が同じに保つて行くことができるか、かわるかというところがわかるわけでありませう。転嫁ができないとすれば、その原価に織り込むべき税額が増加いたしますと、結論として利益が減つて来ることになる。それから原価に織り込んで、それだけ物を高く売ることができれば、利益の方はかわらずに、差

引かれたものとして利益が上る、こういう関係になるわけでありませう。結局転嫁の問題になるわけでありませう。

○大泉委員 私の申し上げるのは、御答弁と違ひまして、この地方税というものは収益面から控除される。であるから、一割も一割五分も配当される事業経営であつたならば、一向それは会社の負担にならない、こういうのであります。いわゆる経費の中にそれは計算されて控除される。であるからこれは赤字経営の会社であつたならば、地方税を負担しただけそれだけなお過重になりますけれども、利益を得る、あるいは配当をし得る一つの事業会社であつたならば、一向それは負担になつていないのじやないか、こういうのであります。特にそれは今度の税制というものは、いわゆる国税と地方税と抱き合せて、そうして総合的にこれを計算をされる立場から、特に法人税は三五%と、一つの限定されておる税に對しては、きわめて私は今度のは産業界における更生策ともいわれる一つの税制ではないか、収益を目的とする事業会社であるならば、この地方税としては大した負担でないと思ひます。

○内山参考人 大体御趣意はわかりました。結局収益力のある会社は負担力がある、収益力のない会社は負担力がないということになるのじやないかというお話でございます。これはもうその通りでございます。これはもうその通りでございます。結局附加価値税にいたしまして、固定資産税にいたしまして、大体そうでありませうが、現在の収益力が非常に低い業者が、きわめてこれを痛切に感ずるわけでありませう。収益力の相当高い事業で

はそれほど感じないということはお話の通りでございます。私が先ほど申し上げました調査に従ひまして、この調査は地方自治庁で調べたものと少し実地を違ひ方法をとつて、二十四年度の実績をすべて基礎にいたしまして、そうして再評価による法人税の増減ということは見ないことにいたしました。ただ超過所得税が廃止になつたことによる法人税の軽減と、それからその他のものを織り込んだわけでありませうが、固定資産税は、最近の考え方によつて計算いたしました。それで結論だけを申し上げますと、紡績業とか、それから石炭、鉱山なども、かつて負担の減る会社もあるようでありませう。それから倉庫業なども負担が減るという会社もあります。紡績業の中にもふる会社もあります。減る会社も相当あります。そういう状況でありますから、大体軽工業方面は、まず負担はふえない。それから商業などはもちろん減るだらうということがはつきり想像されるわけでありませう。これに對しまして、機械工業、それから船舶は先ほど申し上げましたが、現在収益力が最もない方の典型的なものでありますから、その意味でも重圧を感ずるわけでありませう。その上に固定資産税が特別にかかつて来る。機械工業が特に苦しいのは、やはり収益力が低い関係で、非常に苦しいのであります。それから造船というやうなものも非常に苦しくなり、私鉄なども収益力のないものが特に困難を感ぜられておる。それから電気なども、やはり料金

が統制されておる関係もございまして、今の収益力では非常につらい。これは考え方がさういう収益力の少い事業は、倒した方が、むしろ整理した方がいいのではないかと考え方から言へば、それでさしつかえないというこゝとなるわけでありませうけれども、しかしやはり現在あります産業を整理するのにも限界がございませうから、ある程度以上負担が重くなる場合には、考慮してやる必要があるだらう。それを大体私どもが分析してみました。関係では、附加価値税の課税から処置をして来る事業と、固定資産税の方から来る事業とを二つに分けて考えることができます。固定資産税の方から来る事業は、個別に資産の多いものを拾ひ上げてまして、それに特別の処置をするというのが一番よろしいだらう。それで大体解決されるだらう。それから附加価値税の方は、二十五年は事業税に振りかへましたから、大体さしつかえないのであります。問題は二十六年以後のことになります。これはやはり収益力ということに相当重きを置いて税に附加価値税を直していただくか、と、その点で非常に困るところが出て来るだらうというのが、大体の結論であります。

○大泉委員 それから御意見の中に、鉱山のレール等、または事業者の責任においてはつきりと稼働しないもの、それはやむを得ないが、しかし事業者の責任外にあるものに對しては、これは課税の対象とされてははなはだ迷惑であるというお言葉であつた。私も非常に貴重な御意見として承りました。が、具体的にどんなことがございませうか。

○内山参考人 それをきわめてはつきりしておる場合は、大体地方自治庁でもお考えくださることになつておるかと存じておりますが、一番迷惑なのは、賠償指定設備で、稼働することが許されていない資産、これが一番はつきりしておるわけでありませう。それから建設中の設備で稼働したいもの、稼働し得るに至らないもの。それからその次は、処分を目的として持つておる資産ということでございます。これが、これは主として、今具体的に問題になりますのは、企業再建整備法によつて整理しつつある旧会社の所有資産でございます。この中にも二色ございまして、稼働しておるものもありませう。稼働しておるものはもちろんいいわけでありませう。しかし一般の経済情勢から、稼働したいもの、これは整理する資産として一応再建整備法によつてはつきりとわけまして、これは整理する資産であるときめておるわけでございます。それから、これが全部ということになりますから、その何割かでもつけようでありますから、ぜひ考慮してもらいたい、まあ大体こういうことが私の考え方でありませう。

○前尾委員長 はかに御質疑はありませうか。大矢省三君。

○大矢委員 今度の附加価値税は、御承知の通り労働者への支拂い資金が経費として認められない。それでコストで労働資金が非常に多くのパーセントを占める事業、いわゆる精密機械です。これと、それから労働資金が至つて安いところの、経費が少いところの事業とは、負担に非常な不公平があります。その点を何らか差額を設ける必要があるかないかということ、それから附加価値税と固定資産税と、これはいずれも画期的な改正であ

りまから、これは政策の問題からは
ずれるわけでありませう。ところが価格
あるいは料金を公定して、政府がそれ
を監督し、きめていくという場合に
は、その料金なり価格なりのきめ方
いかによつて、これが転嫁されるか
されないかということがきまつてくる
わけでありませう。企業側といつし
ては、なるべく企業の負担し得る限
りにおいては、負担することもちろ
ん辞さないわけでありませうけれども、
非常に負担が重過ぎる場合には、それ
は料金に織り込んでもらいたい。統制
されておる料金価格を上げてもらいた

いうことになるのは、これは自然の成行きであります。それに対して料金価格政策上、今度はそれを上げることはできないという場合には、その企業の負担にならなければならないので加減してもらいたい。それは具体的に申しますと、電気とかガスあるいは鉄道とかいうような、いわゆる公益事業が一番問題になるわけでありまして、従いまして公益事業においては、料金政策とにらみ合せて税の方をきめていただかないと、これが負担の關係で非常に困ることになるから、そういうものについては、固定資産税をむしろ独立税にして、税率等についても弾力性あるようなものにしていただきたい。こういうことを経済団体として希望いたします。

○立花委員 その点も政府と大に意見の食い違いがあるわけでありまして、政府ではこの地方税の改正によりまして特に固定資産税、附加価値税の問題におきましては、価格料金の値上りは全然ないというふうにはつきりこの席上で御答弁なさつておるのであります。政府の方でそういう方針でございますと、おそらく料金価格は上げないと思ひますが、そういうわけのうえにお立ちになつて、しかも転嫁という方針をとられますと、勢い転嫁されまうものは勤労大衆にほかならないということになつて参るのでございます。この点でも政府と経団連の間に大きな意見の食い違いがございます。しかもそれが消極的には勤労大衆の負担になつて来るという重大な隘路があるわけでございますから、その点をどういうふうにお考えになつておられますか。

○内山参考人 今のお話の勤労所得への転嫁という場合に転嫁の道が二つあります。お話の点は、いわゆる逆進転嫁の方を意味しておられるように思ふのであります。すなわち賃金を引下げの方向に行きはしないかというお話だと思ひます。これは企業経営者としては当然そうした方面に努力を向けなければならぬことになる可能性があると思うのであります。しかし先ほどもちよつと申し上げましたように、住民税あるいは固定資産税等の中の地代家賃等が上る分については、むしろ企業側がそれを負担する、つまり大衆が負担すべきものを企業に転嫁される結果になりはしないかと考へておられるのでございまして、実際問題としてはそう御心配になるほど勤労者に転嫁されることはなないだらうと思ひます。しかしお話を税というものは、何らかの形でまわりまわつて、一箇所にかかるとしても、ある程度までは全体が負担するやうな形になることは自然のことでございますから、そのまわり方が妥当であるかどうかというところに一番問題があるわけでございますので、今のお話の点は結局賃金に関する経営者と従業員との關係になりますので、租税一般的な問題からきまるだらう、こう考へておられます。

○前尾委員長 あとの参考人の方もおられたから、時間があれば質問していただくことにして次に移つて行つたらどうでしょうか。

○立花委員 これは重要な問題でありまして、今の問題は勤労者にとりましては根本的な問題でありますから、もう少し……。

○立花委員 賃金引下げとおつしやいます。賃金引下げというものは、はつきりした形で来たらしいのであります。目に見えない形で来るのが多いのじやないか、これも政府の意見であります。これは企業の合理化によつて吸収するといふことをはつきり申しております。そうなりまうとやはり労働の強化、実質賃金の引下げという目に見えない形でやつて参りまして、これが結局労働者の生活を、あるいは労働者の肉體までを虫ばむやうな形になつて参るのであります。こういう形をとらざるを得ない状態が、政府の方針から見られるのでございまして、業者といたされましても、転嫁という建前をおとりにするならば、この方向に進まざるを得ないと思ひます。私も経団連の方にお願ひいたしましたと思ひます。これは、現在の大衆は実際食えない賃金をもらつておられます。その上に今度は拂えない税金を拂わざるを得ない立場にあります。経団連といたしましては転嫁という建前を固執なさらず、皆で負担するのだ、拂えるところから拂つてやるのだという氣持を強くお持ち願ひしたいと思ひます。たとへば統制価格の問題でございまして、価格統制を受けておられますが、決して経団連關係の独占価格だけではございませんで、あるいは百姓などには重要なる統制を受けておられるわけでありまして、その百姓にいたしましては、重大な固定資産税のなにを受けまうので、これが今の状態では、政府の方針では米価に転嫁されるという見通しは全然ございませぬが、こういうふうな経団連の立場と申しますものが転嫁といふ

方針で突き進まれますと、非常に勤労者といひましては、重大なる危機に迫り込まれて来ると思ひますのであります。この点経団連としてお考えになる御意思があるかどうか、根本的な問題でありますから、お聞きしておきたいと思ひます。

○内山参考人 大体御趣旨には御同感でございます。転嫁といふことはやむを得ない場合として限定して考へております。ただ現在の案のままで進みますと、お話のような懸念が若干ございまして、それは適当に修正していただきたいという意見でございます。

○前尾委員長 次に中島参考人にお願ひいたします。

○中島参考人 中島でございます。私都會議員という特殊な立場にありますが、もので、この地方税の改革をめぐることで、非常に悩みの多いのであります。こうした悩みの中から出ました私どもの考へが、どの程度まで妥当であるかといふことは、自分ながら迷うことがあつたのであります。一応お聞き取り願つて、御批判、御指導願へば、たいへん仕合せであります。

第一に、私も地方議員として考へますことは、特に東京都におきましては、平衡交付金の実施によつて、都會地にどういふ影響が来るかといふこととであります。今はつきりした数字は記憶しておりませんが、とにかく三、四十億の配付税、交付金のようなものが中央から来ておりましたものが、今度平衡交付金によりまして、それがあまり当てにならぬ。さういふいたしますと、今回の税制改革で、どれだけ増収があるかといひまして、ほとんど大部分がその方に向いて、あるいは収入

の面において少くなるのではないかと、いろいろな危惧を抱つておるのであります。ところが、一面地方税の値上げの理由といたしましてのシャウブ報告を見ますと、地方財政が非常に窮乏しておるために、寄付行為が多いから、これをやめなければならぬ。一応ごもつともな話であります。私もその線に沿ひまして、東京都が寄付規制條例を制定いたしましたのも、私が提案しておるような次第でありまして、こうなりまして、一方において寄付を押えながら、その裏づけを何もしてやらぬといふわけにも参りませんので、この点からも一つの悩みがあるものであります。

ところが一方におきまして都民の所得状態を見ますと、二十三年度以降はぐんぐんと下向きになつておること、もう事實であります。それに国や地方の予算が、戦争中とはあまりかわつた角度でなしに、ぐんぐんといふことは、これまた事実なのであります。これは、この点におきましての私どもの考へは、非常に強いのであります。また考へ方によりましては、物の値段も近ごろ相対に安定し、下つたものもあるものでありますから、必ずしも租税にかかわらず、収入がさほど多くなくとも、何とぞ敗戦日本の状態においてやり得るのではないかと考へては持たれるのであります。先ほど申しました事情におきまして、東京都は特別の立場に置かれておられますので、こうした錯綜した氣持から、私も地方税値上げ反対をよく聞くのであります。値上げ反対、つまり地方税増徴に対する單なる反対という氣持だけには立て

ませんので、話の中にそういうつじつ
まの合わない点が多くあると思いま
す。でありますから、私はただ地方税
の負担が多くなることに對してどうな
るかというよりも、むしろ、はた
してこの課税方法が妥當であるか、今
までよりも、改革という言葉を言うほ
ど合理的なものであるかどうかという
点において、私は一応お話し上げ
て、御意見を拜聴したいと思うの
であります。

そこでまず今固定資産税と附加価値
税に對しましては、たいへん参考にな
る御意見をありがたく拜聴いたしてお
りましたので、なるべくこの問題に
触れずに、住民税の方へ重点を置いてお
話し申し上げてみたいと思うのであり
ます。住民税が今度三倍に値上げされ
た。これが多いとか少いかいいうこと
を、私今申し上げるのではありません
が、これの内容を見ますと、ああい
う賦課徴収方法によりますと、どう
してもわれわれ貧乏人に対しては、五
倍ないし十倍も値上げになることは明
らかです。私の計算してみたところ
によりますと、五倍以下といふことは
ない。必ず貧乏人は五倍以上に増額す
るといふ数字が出るのでございます。
ところが、ずっと金持階級になります
と、ほとんどその影響が少い。こうい
うことを、ことに私も考えますの
で、あれは困った税金だ、三倍に値上
げされた上に、さらに貧乏人がもつと
負担が多くなるというところは、現在の
社会情勢から見ても、たいへん困
つたことだといふのが、私の考えなの
であります。では、なぜそういうよう
に大きく貧乏人にかかるかと申しま
す、第一に考えられますことは、法人

分が今度なくなつたといふことであり
ます。これはシャブ勧告を見ますと
と、なか／＼お説ごもつともな理論
で、二重にとるわけに行かぬから、法
人分はなくなるんだという御意見は、
まことにりつぱであります。私はそれ
を理論的に反駁しようとは申しませ
んが、今われわれ貧乏人が頭から三倍余
の増額になつておりますこの大きな
打撃を受けておるところへ、さらに
くつ抜きにいたしまして、今まで東京
都では三割五分まで法人分にかけてお
りました分が、個人にかかつて来るこ
とに相なりますと、これだけです
にまた三倍も値上げされる、こうい
うことに相なりますので、こうい
うに大きな打撃を與えるといふだけ
で、考え直してみなければならぬ問題
ではないだらうか。私も法人分の
廃止に對して、りくつ抜きでこう考
えておりますので、このことも中央にお
きまして十分に御審議願いたい、か
うに考えるのであります。

第二には資産割であります。東京都
におきましては、これを家屋割と稱し
ております。今までは防空壕に住ん
でおられるような人たちに對しては最
下の、ほんのしるしだけの家屋割を
かけておりましたし、またその賃貸
が千円、二千円、三千円、五千円とな
りますと、歴大な果進的な家屋割を
かけておつたのであります。これがな
くなつたといふことに相なりますと、
今度はもう堂々たる大邸宅に住んで
らつしやる方も、防空壕の中から出
ることのできなない哀れな方々に對し
ても、同じだといふことになりまし
て、はたして金の問題でなく、国民感
情がどういふものであるかといふこと

を、私も考えるのであります。こ
ういふことについて、ただりくつ一
ぱりで、そろばんの上だけでお考えに
なられることは、はたして政治の妙
あるかどうかといふことにおいても、
私も考えさせられておるのであり
ます。またこの均等割にいたしまして
も、今まではなるほど均等割、ある
いは所得割、あるいは資産割という
ものは、ただ與えられただけの
中において、これを一般納税者にどう
均等するかといふことをあらゆる角
度から見ると、三つにわけたのであ
りますけれども、今度はもうそうい
うものでなく、人頭税でなしに、中央
から所得の一割八分、均等割は八百
円、こういふようにきめられて参り
ますと、この均等割が非常に大きな
負担になつて貧乏人にかかつて来る。
これは金持に八百円だといひます
けれども、金持階級の方々はそんな
に家中働かなくとも、雇人まで置
いて生活ができるのであります。
しかし収入の少い貧乏人は娘さんが
働いても二千円か三千円しかもら
ない、これはほとんど家へなんか入
りませぬ。こういふような人たちに
までも一成年として所得に對してか
けるのはやむを得ないといひまし
ても、こういふ者にまで八百円の
均等割を平等にかけておるといふこ
とは、これはどう考えても、私も
どう考えても、私どもには納得ので
きないこととあります。こういふや
うなものが積り積りまして、住民税
が貧乏人に非常に重くなつて、金持
階級にはさほどでない。私は別に
金持階級にたぐさんかけて喜ば
うといふのではあります。結局は
貧乏人が苦しむといふことが不平
等から来ておると

いたしますれば、これは平等に、力
多いものが多く負担していただくとい
ふことにお願ひできませんければ、
相互扶助の精神といふものがなくな
ると私は思います。これはよろしく
中央にお考え願ひたいと思うので
あります。大体住民税に對しまして
は、どういふ考え方であります。

附加価値税に對しましては、先ほど
からたいへんよい御意見があらまし
たので、私はその内容に入らうと思
いませんが、ただ無難な立場から
考えますと、附加価値税の性格とい
うものがどういふものであるか、こ
れはもう労働賃金を認めていないとい
ふことが一番大きな問題でありまし
て、こうなりますと、もう事業家とし
ては、安いからといふて人を使つて
わけには参りません。勢い精巧な機
械を入れて設備をよくして、人とこ
をえて行くよりほかにないと思ひ
ます。こういふ場合においては設備
や機械を入れたものに対しては三年
の間その赤字の繰越しをして税の中
から引いて行かうといふのでござ
います。これは新しい事業家には非
常にけつこうな方法でありまし
て、ましようけれども、貧乏人の今
つかつた工場なんかは、たいへん
ことになるのじやないでしようか。
もし私どもの杞憂が不幸にして的中
しました場合には、現在においで
ましたような失業群の多い中、も
つとも大量に何倍もの失業者が出
て参りますものを、ただ産業予備
軍くらいに簡單な考え方をしてい
てよいのかどうかといふことが、
私どもも一番心配なのであります。
もちろん日本が戦争において敗
れた結果として、もう世界の
経済の中から何十年も置き忘れ
られた

でしよう。これを今取返すためには、
産業の合理化、もちろんけつこう
であります。機械化されること、も
ろろんけつこうであります。けれど
も、よいから今すぐこれを實現して
よいのかといふことは、これは政治
の中において考へていただきませ
んと、大きな問題を起しはせぬか
といふのが、私ども附加価値税に
對する第一の考え方でありまし
て、いろいろ意見もあつたと思ひ
ます。

それから固定資産税に對しまして
は、これも常識論でありますけれど
も、一体九百倍といふ見積り方が、
どういふ考え方から出ておるのか。
これが間違つておれば、私の間違
つておる家、これを対象にしてお
考えになつていらつしやるのじや
ないだらうか。これは九百倍は高
いのでしよう、あるいは八百倍くら
いにはなるかもしれぬと思ひます。
これは税務署のお役人が一番よく
知つていらつしやると思ひます。
が、その物納の場合には、八百倍、
九百倍どころではなく、五百倍に
もおそらく引取つてくれないでし
ょう。今でもおそろく三百倍か四
百倍でおとりのじやないかと思ひ
ます。何というても売買が対象で
ある、売る人がある、買手がな
い、初め物の価値といふものが
きめられるのじやないかと思ひ
ます。分はこれだけの値打がある
といふても、おかしいものである
と思ひます。そういう問題は抜き
にいたしまして、政府が税金のか
たに家をとる場

合には、おまえの家は三百倍の価値しかないというのと、税金をとるときには八百倍、九百倍だというのは一体どういうことか、政府の信頼性というのはいかにあるのか。政治がもし国民の信頼を失つたときにどうなるかというところは、一応皆さんからも考えてほしいと思う。一体どんなことで九百倍だとか八百倍だとかいうようにきめたのであるか。登記価格はどうなるか。今は不動産取得税がなくなりまして、登記税や譲渡税を計算してみましたが、八百倍、九百倍ということになる、ただでもらつても損だということが起きて来ないでしようか。こういうような現実を離れた政治は、何か危険性があるように考えるのでありまして、こういうこともひとつお考えおき願えば、たいへんけっこうだと思ひます。

お暑い折柄、特に暑苦しいお話を申し上げまして、まことに失礼いたしました。私が、私の申し上げたことにつきまして間違つておることがないとは申せませんので、間違つておりました点がございましたら、おしかり御指導を願えれば、たいへん仕合せだと思ひます。ひとまずこれで失礼いたします。

〔委員長と呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 あと国井参考人のお話を聞いたあとで、時間の許す限り質問を願つたらどうですか。——それでは国井参考人。

○国井参考人 私、ただいま紹介を受けてました国井でありまして。私が現在所屬しております団体は、東京都鉄工業機械工業経営者協会という零細機械工業

者の団体、その専務理事をしております。会員は大体八百六十名ばかりおります。そのほか私は都の地方労働委員会の零細使用者側の代表として労働委員をやつており、あるいは簡易保険の加入者代表として、郵政審議会の委員もやつておるような次第であります。大体において都内における零細企業家、こういったものの関係を掌握いたしまして、各種の団体にお世話になつておるものでございます。

今いろいろ経団連の内山先生その他皆さんから有益なお話がありましたので、私から特に意見を述べると言われたい、または述べたい面はないと思ひますが、ただ私はやがて理論的なことはやめまして、ほんとうに納税する、税金をとり得るいわゆる零細企業者の立場から、いかに今度の地方税法の改正によつて苦しい立場に置かれるかという点をお話しまして、特に賢明なる国会議員の方々に、中小企業者のために税の負担が重くならないように善処していただきたいということを、意見ではなく、お願いをこの機会にさせていただきますと考える次第であります。

一応私から申し上げることは、今申し上げた通り、理論的なことはさしてしましまして、今日は大体においていろいろ皆さんのお話になつたことの重複を避けるわけでありますが、私が所屬しております機械業者と、いろいろ協議の中からお生れて来ておりますところの固定資産税の問題から入つて行きたいと思ひます。これは先ほど内山先生のお話の中に、鉄道であるとか、あるいはガス、電気事業、その他船舶輸送等の関係の龐大なる資産に対して、今

度課税されることになる、これは稼働していない機械等に対しまして、やはり同じようなことが言えるというお話がすでにあつたのでありますが、私どもが調べた中には稼働している機械で、いわゆる課税のできないものもあるという矛盾が一つあるのであります。それは終戦によつて、工場のある機械で、御承知の通り賠償施設の指令を受けておるものがございます。それが昨年の六月解除せられて、今日においてはその所管が一体どこに所属しているか、はつきりしないようなものがあります。もちろんこれは国家の所有ではございまして、しかし拂下げの手続は現在済んでいません。しかしその機械は賠償施設としての指定は受けておりますけれども、その工場になくてはならぬ生産に必要な機械でありますから、終戦以来保持してその機械を使つておるのではありません。しかしその会社が毎年の決算の中には、財産としてそれは載つておらぬことは当然であります。こういうふうな機械が現在働いて、しかもそれが非常にその工場の生産力を上げる要素であるにもかかわらず、これが課税の対象にならないうことになつて、こういう矛盾が現実には存するような固定資産税に対しては、よほどお考えを新しくしていただかなければならぬと思ひます。従つて、私どもは単純なる考えかも知れませんが、固定資産税は、やはり従来の土地家屋税と同じように、今年度に限つては土地家屋に限定せられた。その他いろいろ課税対象的な消費資産に対するの課税は、もう一度深く掘り下げて御研究になつてから課税すべきではないかと考えるのであります。従つ

て固定資産税に對しましては、二十五年度はやはり附加価値税を延期して、そして事業税にせられたと同じように、いわゆる土地家屋に限定せられることにして、他のいわゆる償却資産の方に対するところの課税というもののについては、もう一度深く研究をしていただきたいというところをお願いいたします。それから附加価値税は延期されたといひました。今、同事業税として新しく生まれて来、その事業税は、政府の御説明では減額をすることになる。従来の一八%かあるいは二%になる。ますか、あるいはまた修正されてどうなるかしらぬけれども、いづれにしても一八%より以下であることには間違いないわけでありまして、しかしその事業税といふことも、私どもの考えておりますことは、要するに今までの税と税金といふものは中小企業者には安く、いわゆる大企業には高くなるような税金に一応はなつておるのでございまして、つまり税率の累進の関係から見ましても、あるいはまたいろいろの場合に政府の方々の御説明にも、中小企業者のために税の負担を軽くするということを常に言われておる。しかしほんとうに中小企業者が納税をしておる立場から行きますと、私どもの目にはつきりと映つて来ておるところの事実といふものは、中小企業者は、安い税率でありますけれども、決して負担が軽いという結果にはなつておらぬのであります。大きな企業がみなゆる／＼と税金を案に納めている中に、企業者は、明日をもちからぬ苦しい中からとられております。現に昨年度の税収入の結果から申しましても、私がこんなこと

を申し上げますよりも、皆さんすでに御承知ではございますけれども、法人税においては九十パーセントとれたと大蔵省は言われております。個人の申告所得に対しては六十パーセント、たしか七十パーセントにはなつていないといふことを言われております。しかもその結果はすでに百パーセント以上の税金を取上げて、実際にいって収入いたしておらなから、ちまたにはまだ滞納の人がたくさんある。しかも私どもの所屬している中小機械工業者のいわゆる滞納状況というものを調べてみますならば、大体において四割は滞納しております。この四割の滞納している税金が、実際にいって大蔵省のふところには一〇〇%以上入つて来ておつて、なおかつ四〇%の滞納があるというふうなことは、税金のかけ方に非常なむりがあり、そしてこれが中小企業者がいつてもいじめられている大きな原因であるという結果論から、このことははつきり私は言えると思ひます。大企業に属するよう法人関係といふものは九十パーセント入つて、個人経営の申告所得のものが六十パーセントであつて、しかも全体の金としては全部入つておる。なおかつ中小企業者が四〇%の滞納をしておるというこの結果論からいつたら、中小企業者に非常に重い税金がかつて来て苦しんでおるという結論がはつきり出るわけですから、これをひとつよく御研究を願つて、中小企業者がほんとうに立ち行くようにしていただきたい。そういう意味においては、大体やがて理論は別といたしまして、税金をきめず場合においては一番大事なこと、は、免税点をはつきりつけるというこ

とです。昔私どもの若かつた時分の税金は、免税点がつきりしておりまして、今の税金は、大道で手相を見て、易者から、裏長屋にある、子供相手の駄菓子屋に至るまで国税がかつて来ておるのであります。こんなことは過去においてはなかつたとは思ふ。私はこの間都の商工指導所の税務研究会のときのお話を聞いたが、これは笑えないナンセンスでありますけれども、人相見が青色申告をしたという話であります。一体どうして書いたのかという質問を受けて、指導所の方がその書き入れ方を指導することに困つたというナンセンスさである。ほんとうに零細なる企業、あるいはまた非常に収入の少ない人々には、当然税金などがつかつてはならない。現在の所得の二万五千円の免税点などでは低過ぎてだめなのでございます。現に政府がやられた取引高税でも、月三万円以下の取引に対しては免税点をきめた実例があるのであります。でありますから、今度の事業所得などに対しては、少くとも取引高税の場合と同じように、月に三万円以下の所得関係者は、免税してしまふべきだと思ふのであります。こういう点について特にひとつ議員の方々の御善処をお願いいたしまして、零細企業者に税金のかからぬようにしていただきたい。これは事業税の立場をお願いいたす次第であります。

それからたまたま住民税についてのお話もございましたが、お話の中にもあつたように考えますけれども、今度の住民税は、私どもが計算いたしましたけれども、非常に矛盾だらけであると思ひます。これが結局、先ほどともな

たかからお話もございましたように、私は大企業あるいは大富豪といふものと、われ／＼のようなその日の暮しにも困る人とが平等の税金を出すといふところに、大きな矛盾があると思ふのであります。しかも大企業あるいはまた大富裕者は、別に女中を使い、自分の子供を勤めさせる必要がないのであります。その主人一人が大会社の社長であるといふことにおいて、税金は一本で済むのであります。しかるに私どもの家では、子供が三人あれば三人働かせなければならぬのであります。四人あれば四人働かせている。零細な企業者であつたら、五人も六人もの子供を働かせて、ようやくその収益によつて生活を立てておるといふ状態が、中小企業者の実態であると思ふ。今度の市町村住民税は、こういう方々一人一人に全部かかるのであります。五人の働き人があつたら、五人に個々に、先ほどお話のあつたように、均等割がそれにかかり、所得割がかかり、財産割がかかるというふうなことになる。ならば、一体中小企業者、あるいはまた自分の生活が苦しいために、自分の子供をたくさん働かせておるような貧乏世帯の家庭の税金と、大邸宅を構えて、一人でんと大会社の社長をしておるところの人の税金が、平等な税金であるとしたら、こんな矛盾は私はないと思ふのであります。どうしても市町村住民税は、必要なものであります。しよから、これはやはり今まで通り世帯単位あるいは生活単位にかかるといふことに改めていただかなければ、非常にむづかしいと思ひます。貧乏者ほど子たくさんであり、貧乏者ほど子供をたくさん外へ出して働かせておる事

実は、皆さんがお考えになつてもはつきりせられる問題だと思ふ。その一人一人に住民税がかかるとしたならば、五人働いておれば五つの税金をその貧乏世帯から生み出さなければならぬ。大邸宅におる大富豪は、大会社の社長なるがゆゑに、一つの単位の税金だけを出せばいいといふこの矛盾であります。これはどうしても世帯別あるいはまた家庭単位にひとつ改めていただくように、この機会にお願いいたしたいと思ふのであります。いろ／＼私からまだお願いいたしたいような点もあるかと考えますけれども、諸先輩の方々から十分お話があつたようでありまして、地方税に対するおもんものについてお願いした次第であります。

最後に、どうぞ国会の議員の方々も、ぜひひとつ日本の中小企業者、いわゆる日本の全人口の九〇％を占めておるといわれるところのわれ／＼小産階級者をほんとうに中心にしたところの政治をやつていただきたい。中小企業者をつぶして、決して日本の経済の再建はないと思ふのであります。中小企業者をつぶさないような政治をやつていただくために、中小企業者をつぶさないような税制を立てていただくために特に御敬聞いただきたいことを懇切にお願いいたしまして、私のごあいさつとします。

○前尾委員長 それでは中島参考人並びに国井参考人に対して御質疑を許します。

○河原委員 中島さんに対してひとつお尋ねいたします。今回の税法の改正で、三倍、五倍になる、こういうお話でございますが、御承知の通り、税は

国税、都税、あるいは市町村住民税といつたものを一体にして考えてみるべきでありまして、おそらくこの三倍、五倍という数字も、そういう点から来ておるのであると思ひます。もしこれを地方税だけについて申しますれば、今まで一厘もかからなかつたものが、新たにかかることになる人も相当でございまして、そういう場合には、何千億、何兆といひましても、零に対する比でありまして、これはその倍数に限りがないわけでありまして、従つて三倍、五倍という数字は、みな今までかかつておつた人の多くがなるといふ点から、そういう数字が出て来ると思ふのであります。こゝに意味をおきまして、国税、地方税を通じて三倍、五倍になるといふ数字的な実例をお示し願ひたいと存じます。

次に固定資産税の点であります。防空壕におる人も、大邸宅におる人も同じ税金では困る、こういうお話であります。御承知であるかないか存じませんが、今日の固定資産税は、固定資産を持ち、土地家屋を持ち、ことに大邸宅に住むものの税が重くて困るといふ陳情はたくさん出ておるのであります。この点についてどういふふうな御理解になつておられますか。防空壕におる人も、大邸宅に住んでおる人も同じ税金であるという根拠をお示し願ひたい。

次に都民税の点でございますが、これは国井さんからお話とも関連する問題でありますけれども、大会社の社長は一人で働いておる。従つてその世帯からは一人しか都民税を納めぬのもよいことになる。中小以下のものになれば、子供、老人でない限りは、家族あつて働いておるので、皆に都民税がかかつて来る、かような不合理はどうかというのであります。これは税を世帯主義で行くか、個人主義で行くかのわかれでありまして、世帯主義で参ります場合には、都民税は世帯に一本でありまして、所得税の面におきましては、今までのように合算所得で高率な所得税がかかつて来る。また一人々々の控除がない。それが今、国税においても、地方税においても、個人課税といふ面にかかりましたので、小さい所得、また分立的な所得者ではなはだしいことになつておるのであります。この点に關してはどういふふうな御了解になつておられますか、その点をお伺ひしたいのであります。

○中島参考人 私たいへん話がへたなために、よく私の言う意味が通じなかつたように思ひますが、私、冒頭に、固定資産税並びに附加価値税に対しては、先輩のお話もあつたので、主として住民税に対してお話し上げましたと申し上げまして、そして住民税が税制改革という名にはたしてふしつしましてあるかどうかといふことにつきまして、数字までもありませんが、パーセンテージをあげてお話し上げましたので、私が五倍以上に必ずなると申し上げたのは住民税のことでありまして、さう御了承願ひたいと思ひます。そこでどうして五倍以上になるかといふことは、実は私覚え通りに書きましたものをお手元に差上げてありますから、それをごらん願ひますと、大体御了解できるのではないかと、かように考えております。また防空壕に住んでおる人も、大邸宅に住ん

でおる人も、固定資産税で同じだ。――私まだそれはど書儀しておらないの、便法で、これは住民税なるものが、便法ではありますけれども、あらゆる角度から見て公平を期する目的をもつて、均等割、家屋割、所得割の三つの角度から見て今まで税金をかけておつた。そこにおいて家屋割においては、防空壕に入つておるような人はほとんどたゞのような割合であり、大きな邸宅に住んでおる人は非常に高い税額がかかれておつた。それが今度の住民税において廃止になつた。ということ、住民税においては、防空壕の中に住んでおる人も、大きな邸宅に住んでおる人も同じだ、かように申しましたので、固定資産税に対してはさうに大きな間違ひはございませんから、その点御安心願ひたいと思います。

○河原委員 それでは都会議員さんのお話は、住民税だけの問題で、その他には一切触れない問題だと了解してよろしゅうございますか。

○中島参考人　それはたいへん間違つたお考えだと思ひます。私は区切つて申し上げましたのであつて、あなたが固定資産税に対してこれほどうかと御質問くださいますならば、私は固定資産税のお話も申し上げますけれども、私は住民税のお話を申し上げます、それに対する質問であり答弁でありますから、私は住民税のお話を申し上げたのでありますして、住民税だけしか考えておらないということにはなりません。

私都會議員の一人といたしまして、固定資産税も、また附加価値税も地方税であることはよく承知しております。

○龍野委員　ちよつと中島さんにお伺ひいたします。中島さんは都會議員で

あられるので特に伺ひたいします。が、今度の税法は、御承知の通り本年度の固定資産の税率以外は、ことごとく標準税率になつております。主として都民税についてのお話がありました。が、東京都は五十万以上でありますから、均等割が八百円という標準税率になつております。そこで都民税につきましても、本法中、たとえば同居の妻とか、あるいは扶養の親族とかいうものに對してはこれを免稅することになつておるのであります。が、本法律案の、非常な特色は、總則の第六條ですか、その中にありまして、地方団体は公益上その他の事由によつて課税を減免し得る道が講じてあるわけであります。従いまして條例によつてこの減免の道は相當講じ得る余地があるのであります。それがために都會議員であられ

る方々の職責は非常に重大であらうと存ずるのであります。先ほどお述べになりましたような実情にある者につきましては、都においてその必要がある

と認めた場合においては、減免の措置を講ぜられると思うのでありますが、今後この地方税法案を都に実施する場合においては、都條例の制定等につきまして、實際問題として都會議員はどういうふうなぐあいにかの第六條を具体化して行くかということについて、お考えがあるならばお尋ねいたしたいと存するのであります。

○中島参考人　たいへんけつこうな御指導でありまして、私どもも相なるべくはそういう方針で、実情に照して負担していただきたいというのが熱意であります。私今ここに何も持つておりませんから申しかねますけれども、法的に減免する限度というものが、ま

た法のどこかに確かにあるはずでありまして、あの人は困りそうだから無制限に減免するというわけにはたしか参らぬように思いますので、この減免という字句を応用するということは非常に狭められて参ります。それが広範囲でありますも、私の申し上げましたことは、住民税の性格を申し上げましたので、そういうことはたいへんけつたような御意見でありまして、どうか中央議會におきましては、そのけつたな言葉がほんとうに地方自治におきまして応用できるように一段の御努力を願えれば、たいへん私も仕合せに存じます。

○立花委員　現在東京都の税金の徴収率は、どういう程度になっておりますか。

○中島参考人　私ちよつと近くのものの

を聞いておりませんが、今のところ実際の徴収の数字は七割程度かと、これはおほろげでありまして、はつきり申し上げることができません、はなは

だ失礼ですけれども、その程度に私は考えております。この社会情勢下におきましてここまで徴税成績を上げるといふことは、たいへんに努力が必要だつたろうということで、私どもはむしろ吏員各位にその点では執務に対しては感謝しておるようなわけであります。が、これ以上どこまでこの徴税能力を上げ得るかということは、今のところ

ではほとんど望み薄だ。それは今度の地方税法がきまりませんために、各地方におきましては、非常に財政に苦しんでおる。給料を拂わなければならぬが、税金はとれぬ。そこで私も、まずもつてこの未納徴収によつてある程度これをまかなつて行かなければならぬ。

らぬ、こういう考えもありましたので、非常に苛酷ではありますが、もの、算余の一策としてそういうようなことも考えて、非常に苦しい敢闘を続けておるようなわけであります。はつきりした数字が必要でしたら、あとでお示ししてもよいと思います。

○立花委員 お説の中にありましたように、住民税が五倍以上になる、特に貧乏人に多いというお言葉でございます。私どももいただいた資料によりまして、この数字ははつきり見せていただいておりますが、現在七割の徴収しかできないものが、こういうふうなふえて参りますと、そうとれないということとは明瞭になつて来るだろうと思ふのであります。それに対して東京府ではどういうふうな特別徴税機構をお考へになつておられます

か。聞くところによりますと、今度は区役所にまかせずに、都直接の徴税機構を各区にお設けになるということでございますが、それに対してどういう見通しがおありになり、またそれに対する徴税吏員の増加、徴税費の増嵩といひますものはどの程度になりますか。

○中島参考人　たいへんこれはむずかしい話でありまして、私どもも今まで国におまかせしておつたものを、今度は都が直接とることによつて、成績をはたして上げ得るのかどうかということに對しましては、はつきり申し上げますと、確信は持てません。でありますけれども、苦しさのあまりにそこへ行つておるのでありまして、実は幾分早まつた点もありますけれども、附加価値税が実施いたされますと、急にこれを取立てるといふことは容易なことでは

はない。だから、都は積極的にこれが調査、研究をしなければならぬというところが、今度のああいふ改革にもなつたわけでありまして、附加価値税がわずかばかりでも延期されたことはたいへんけつこうであります。これは都の立場からいたしますと、附加価値税が決定になりまして、あれを徴収するには、これは私のちよつとした考えでありますけれども、おそらく東京都におきまして、一千人近くの増員をしなれば、あれだけの徹底した調査、研究の上で合理的な税金はかけ得ない。こういたしますと、そこにもうすついでに一億からの徴税費を必要とする。こういうふうな徴税費のたくさんかかる税金というものは、私はどんなによくやろうとしても公平に行きづらい税金だ、こういうようにも考えます。御承知の通り課税対象なるものが、売上げでもなければ、所得でもないという、まことにつかみどころのない——話を簡単にしてもらいますと、たいへん簡単でありますけれども、あれを認めるには相当骨の折れる税金であると考えております。

ついでに申し上げてはまことに失礼でありますけれども、附加価値税でちよつと思ひ出したのですが、おかげさまで附加価値税が一年でも延期になつたことは私ども喜んでおります。相なれば永久にこれを延期させていたいただきたい、かように考えておるのであります。そこで今度は事業税になつてかかつて来る。これに対して非常に法人が得であつて、個人が損だという意見がまた相当出て参りまして、議論が百出しておるようであります。この根本論になりますと、私は世界中のこ

ようだが知りませんけれども、どうも日本の税金のかけ方に対して、第一にふしぎに思つておるのは、労働力を認めていないということなんです。法人ですと、給仕から秘書まで給料をもらつたことになるから、それを差引いたものに所得税がかかる。それを基準にして事業税がかかりますけれども、われわれ貧乏人は一つもこれが認められない。働いたものを認めないで、全部税金をかけるのです。法人の方から考えますと、個人は労働賃金だけでほとんど終つておるのですから、事業税なんかかからなくてもいいはずなのに、ものすごくかかつて、法人の方では欠損だという報告をすれば事業税を免れるというところは、私は事業税にも悪い面があつたと思ひますので、ここであつたといわすかの期間でも事業税に逆もどりたいと思ひますならば、この点も十分にお考え願ひますならば、たいへんけっこうだと私は思ひます。

○立花委員 聞くとところによりまして、首都建設法は十月から着工されまして、予算が大体三千億ないし五千億と言われているのでございますが、これに對しまして、都ではどういふふうな予算をお立てになり、またそれが都の税金にどういふふうに影響を及ぼすか、私も非常に關心を持つておるわけでありまして、その点について見通しがありましたら、お伺ひいたしまし

たから火事を出してもらいたくない。火事さえ出してもらわなければ、お互いが火に氣をつけてもらえば、消防がいなくなるだろうと考へておりません。何ともそれ以上申し上げ方ないことをおわびいたしておきます。

○前尾委員 これをもちて内山、中島、國井参考人の御意見の開陳は終了いたしました。なお農林中央金庫理事長の湯河元威君は、午後御出席くださることになっております。この際参考人の方に厚くお礼を申し上げます。

○前尾委員長 それではこの際ちよつとお諮りいたしますが、それは行政書士法案起草の件であります。本委員会といたしましては、第七国会において行政書士法案の起草に着手し、閉会中に引続き起草に努力いたしました。が、成案の決定を見るまでに至りませんので、本国会においても引続き行政書士法案を起草し、成案を決定したいと思ひますので、前国会において、一応起草した案をもととして關係筋に折衝することといたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○前尾委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは午前中の會議はこの程度にしまして、午後二時から再開いたします。午後は参考人の方が見えになりますので、時間を厳守していただきたいと存じます。それまで暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時三十分開議

○前尾委員長 再開いたします。

休憩前に引続き地方税法案を議題といたします。ただいま参考人の農林中央金庫理事長湯河元威氏がお見えになつておりますので、ただちに御意見を承ることにいたします。湯河さんにはお忙しいところをわざわざおいでくださいまして、ありがとうございます。それでは忌憚のない御意見を願ひいたします。

○湯河参考人 私ただいま御紹介をいただきました農林中央金庫の湯河でございます。私は農林水産業の協同組合の金融の關係に携つておりますものでございまして、農山漁村の方々のお話をいろいろ伺つてゐる者でございますので、せつかくの機会でございますので、所感を二、三申し上げてみたいと存ずるのでございます。

過般の國會で御審議がどうも済みませんで、地方税法案が成立しなかつたために、農山漁村にいろいろ影響が現れておるのでございます。特に金融機關の見地からこれをながめておりますと、いろいろ都合のよい面、都合の悪い面等がございまして、非常に困つた事態であつたといふふうに存ずるのでございまして。たとえばちよつと時期が春先のことでございまして、いろいろ農林水産業の經濟の上から申しまして資金が足りないといふことが、地方税がかかるからというところからいたしまして、農山漁村の人たちは、ほつとしましたような面も一面あつたようでございます。しかしさういふことはございまして、これは行先どうしても税がかかるのだというところは、意識されたのでございまして、そのために貯金をしてくれといふふうなことも私は申し

た次第でございまして、しかしなかなかその通りに参りませんで、若干むだ使いも出たのではないかと、いふふうにも存ぜられます。また地方団体の財政上には、これはもう申すまでもなく、非常に大きな狂いが来たように拜察いたされまして、そのためにいろいろ手違ひがございまして、あるいはその影響をいたしまして、農山漁村の組合金融の面にしわ寄せが来ているやに見えらる点もあつたのでございまして。とにかく何といたしまして、せつかく改革をなさうとして法案を御審議になつたものが、その通りと申しますか、その時期に成立いたしましたので、そこに空白がございまして、結局國全体の上から、また地方の農山漁村の社會經濟の上から見ても、これはマイナスであつたといふふうに存ぜられますので、この臨時國會におかれまして、お暑いところを委員の皆様方が御熱心に御審議いたしておられますことは、われわれとしてまことに感謝いたさないところでございまして。いろいろ法案の内容等についての御審議は、これはわれわれにとりて申し上げたい問題もあるわけでございます。今度の國會においてはぜひひとつ成立になりまして、来るべき八月以降においては、正式の地方税制度の施行されますようにお願いいたしたいと存じます。さりながら何でもよいからというわけではございせんので、いろいろと國民の各界各層の御進言もあることと存じますので、それらの点につきましては、何とか都合のよいようにお手直しをいたさしまして、その上で今度は必ず法案の成立いたしますように、御審議をお進めいただくことを、われわれのよう

なから火事を出してもらいたくない。火事さえ出してもらわなければ、お互いが火に氣をつけてもらえば、消防がいなくなるだろうと考へておりません。何ともそれ以上申し上げ方ないことをおわびいたしておきます。

○前尾委員 これをもちて内山、中島、國井参考人の御意見の開陳は終了いたしました。なお農林中央金庫理事長の湯河元威君は、午後御出席くださることになっております。この際参考人の方に厚くお礼を申し上げます。

○前尾委員長 それではこの際ちよつとお諮りいたしますが、それは行政書士法案起草の件であります。本委員会といたしましては、第七国会において行政書士法案の起草に着手し、閉会中に引続き起草に努力いたしました。が、成案の決定を見るまでに至りませんので、本国会においても引続き行政書士法案を起草し、成案を決定したいと思ひますので、前国会において、一応起草した案をもととして關係筋に折衝することといたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○前尾委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは午前中の會議はこの程度にしまして、午後二時から再開いたします。午後は参考人の方が見えになりますので、時間を厳守していただきたいと存じます。それまで暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時三十分開議

○前尾委員長 再開いたします。

者からもお願い申し上げる次第でございます。こういう機会に私目ごろ農山漁村の組合金融の立場から、地方の公共団体の財政面の御事情等を推察してあります。かなりいろいろとむりがあるように存ぜられますので、地方財政の根幹をなすこの地方税法の御審議に、あるいは迂遠で御参考にならないかもしれませんが、こういう機会に実情を申し上げさせていただきますと存ずるのでございます。

世間でも申されます通り、わが国の地方団体は、相当国の委任事務の重圧を受けておりますので、なか／＼仕事の手が張っているようでございます。それにもかかわらず、それをまかなう財政といたしましては、過去において、あるいは相当国費がそちらの方にまわされる面等もございました。ところが、しかし基本的には、その地方公共団体が自分で、とにかく貧弱ながら財源を持つております。それでとにかく立つて行くということで、その貧弱な財源の上に、相当重い委任事務と必要な行政事務が重圧を課しておつたようでございます。この点が、ことにこの一兩年、いわゆるドッジ・ラインの超均衡予算が始まりまして以来というものは、そのきらいが一層大きくなつて来たような感じがいたしてならぬのでございます。国家財政におきましますに超均衡といつていくらいな、あの厳正と申しますか、厳密な均衡予算制度をとる、税金も国税として相当重いものをおとりになるといたしますれば、同じ町村民たる納税者の負担力には限度がございます。従つてそれだけ片方に国税をお取上げになりながら、従来何かと地方の実情に合うよう

に支出されておりました地方財政調整交付金でありますとか、その他の国庫交付金、あるいは補助金等、これは財政の均衡の必要からその歳出の方を相当減らされておられるところからいたしまして、従来地方公共団体が重荷になつておりましたものを、何とか軽くしてやつておりました国庫財政よりの協力というものが、減つて来ておりますのでございまして、こういうことからいまして、地方の府県あるいは町村のそれ自身の財政といたしましては非常に苦しい。収入を得ようにも、もう残つた財源はないとか、あるいはその結果として、何かとむりが来て、それが地方の金融に相当しわ寄せが来ております。たとえば、金をちよつと立てかえてくれ。あるいは公共団体の支拂いが延びているために、どうも組合の資金面に困難を来しておるといふようなことが一面にございまして、他面におきまして、どうしても何とかして地方自治団体の財政をまかなう必要上、相当むりをして税金だとか、寄付金だとかを、村民、県民に課しておるというふうな実情もございまして。かようなことは実は金融機関の窓から見えております。何とかならぬものかといふふうには、しみ／＼感じておつたときでございます。そのときにシャウプ勧告書なるあの四冊の本が出版して、われわれもそれをわからずなりに読んでみたのでございます。なか／＼いいことが書いてあるようでございます。日本国の新しい憲法、あるいは新しい地方自治制度のねらいに合つた地方自治団体のあり方をきめ、その財政の支出と収入を規定しております。これは大

したものだというふうな気がいたしております。それによつて、われ／＼いたしまして、地方財政法でありますとか、あるいは地方税法でありますとか、いろいろとそういうふうな法律等が準備されておるというふうな承りましたので、ありがたうございまして、思つておりましたが、しかし実情がたまたま申し上げましたような、かなり地方行政の自治団体のいびつな面がございまして、そのためにこういう画期的な財政制度が、はたして実情に合つてうまく行くかというところについては、少からず心配をいたしておつたのでございます。結局国家あるいは府県あるいは市町村等の間において、適切な事務の分配ができて、それに即応するような財源の配分が実現するのでなければ、今日われわれが日々感じておられるような地方財政上のいろいろの悩みを、真に解決していただくことには行かないのではないかと、このことを、漠然とながら感じておるのでございます。しかしこれが一朝一夕にできないといたしますならば、これはひとり地方税法だけではどうにもならぬこととは存じます。が、地方税法をせつ／＼おつくりただく上におきましても、あまりにも大きな急激な変化があり過ぎることによりまして、今非常に苦しい経済環境にありまします農山漁村の経済を、あまりにもいためないように御配慮いただきたいということを考える次第でございます。

そう申しますのも、ごく最近の農山漁村の経済の実態は、これはもういろいろの機会にいろいろな方からお話が出ておることでございます。これを狭い金融の窓口からながめておられても、実は相当最近の事態は緊迫して来ておるのでございます。もしも農山漁村の経済が、あるいは農林水産業の経済が相当栄えておりましたか、そうでなくとも、少くとも相当安泰でございしますれば、そういう機会にいろいろと改革をなさるということにも耐え得るかと思ひますが、今日の農山漁村の経済情勢は、必ずしもさうではございませんので、その具体的な現われといたしまして、たとえばこの春先など、この前の国会のとき等に、いろいろと御心配、御懸念をいただきました。農協協同組合も、末端の預金が拂えない、あるいは購買事業が非常にひつ／＼つてしまつたとか、ないしはいろいろの水産業等におきましても、漁業手形等の実施もやつてみたのでございします。が、積立て等も十分にできないとか、いろいろ表面に現れました故障と申しましてもインフレ時代には、何にいい目を見た農林水産業の経済が、デイスインフレと申しますか、ともすればデフレに傾くこの時期におきましては、早くも窮迫して参つたのでございまして、また統制経済が、いろいろと初めのうちはやつ／＼の扱いされておりましたものも、今日の時代におきましては、農山漁村のささやかな経済を支えておられるというふうな思われましたその統制経済のいろいろの仕組がこわれて参りますので、かような機会に、何とかいたしまして、相当農山漁村の経済が苦しくなることはわかつておると思ひます。

のみならず、将来のことを考えてみますと、外国のそれらの農林水産業との競争もはげしくなつて来て、農山漁村の将来については、いろいろ懸念されることがございます。せつ／＼農地改革をやる、あるいは漁業権改革をやつて、また農業会とか水産業会とかもこわして、新しく協同組合をつくつてみたのでございますが、その協同組合それ自身も、必ずしも予期のように発達しておりませんのでございまして、いろいろと農山漁家の経済は、その金詰まり、あるいは経済組織の不完備等からして、非常に苦しくなつて来ておる際でございます。この農山漁村の経済の實力を養つた上に、この地方制度の改革等が安泰に行われて行くのではないかと、思ふのであります。今日その農山漁村の経済實力の涵養ができませんときに、もしもこれだけの改革をおやりにならなければならぬといたしますれば、そこにやはり若干の御配慮がいらぬではないかと、いろいろに存ぜられるのでございます。われ／＼の同僚等も、この法案の稿等につきまして、個別的にいろいろと研究いたしまして、いろいろと直接間接に御進言申し上げておることもあろうかと存じます。それらのことは、一々それらにつきましても個別の理由もございまして、うが基本的にはただいま申し上げましたようなことがひそんでおるというふうな存ぜられる次第でございます。

特にこういう機会に私らの關係しております協同組合のことにつきまして申し上げておきたいと存ずるのでございます。協同組合課税の問題は、これは長い歴史のある問題でございます。し、いつも国税、地方税等の御審議のありますときに、うるさいように申し

上げておられますことを、繰返して申し上げることに相なるのでございまして、恐縮には存じますが、われわれもいたしまして考えておりますものは、協同組合は、やはり冷静にながめずれば、一つの経済組織である、何もこれを他の経済組織、企業体と区別することはない、税金やその他の立場においてもこれを同一に扱う、一人前に扱って行くのがほんとうだという御議論は、これは確かに一面の真理があることと信じます。金融等につきましても同様でございます、これを特殊扱いをするよりも、むしろ一般の水準において扱って行くというの方が望ましいという意味において、そうなることは望ましいこととございします。さりとて、協同組合と他の企業体との間に一律な扱いをすべきであるという議論、またそれを差別すべきであるという議論は、何も今日に始まったことではございせん、われわれは過去長い間、この問題につきましまして、同じ議論を繰返して来ておるのであります。そのさ中におきまして、最近の様子を見ますと、戦争等を通じて、漸次協同組合の歩が悪い。――歩が悪いということは、おかしい言い方かも知れませんが、結局均等的な扱いがだんだん広まつて来ておる。これがはたして協同組合が均等的な扱いを受けるにふさわしくなつて来たためであるというならよくわかります。しかし事実はそのうではないのであります。あるいは財政当局と農林当局との間の議論のやり

とりとでも申し上げますか、負ける勝つというふうなことがあるじやないかというふうにも思いますが、われわれも局外におります者といひましては、これは容易ならぬことである。実情と理論とは初めからあまりかわつていないのに、大体制度というものがこいうふうに移りかわつて来るといふことに、われわれとしては納得できないものがあるやうな気がいたします。これは実情と理論との食い違いであります。協同組合課税問題、これは今日の事態を見ますならば、私は先ほどの説明で申し上げましたように、実は相当農山漁村の協同組合の実際というものは、かつて過去にありしやうな状態に近く、結局悪化して来ておるのであります。また農山漁村民の人たちの経済状態もまた過去に近く悪化して来ておるのであります。そのとくにおいて、いろいろと議論いたした議論は、まさに今日に適合するのではないかと思ひます。もとより一律一体の扱いをしようという議論は、これはその後の経済情勢、国の情勢、あるいは理論構造等がかわつて参りまして、進歩しておることとございまして、いろいろくつはございまして、いさゝか、実情は、まさに最近の情勢は昔に帰つたつあるときとございします。で、実情のおくみとを十分にあらまちなくしていただきたいといふやうに存する次第でございします。申し上げておきたいことは、協同組合を他と一律に扱うという議論は今日に始まつたことではない、過去においてもありました。その当時の常識は、これは理論はそうであるが、差別すべきものであつたといふのが常識でございしました。と

ころが戦争を通じて、終戦後税制の改正を見てみますと、究極の常識がかわつて来ておるやうなことでございします。こいうことにおきまして、今日国会の議員の皆様の真の良識にお訴え申し上げたい。こいうふうな存するものであります。もう一つ最後に、もうこれだけ申し上げてお願いしておきたいと思ひます。実は今度の地方税法を拜見いたしました、先ほど申し上げましたように、シャウブさんの報告の中に、非常に安心な、また将来の日本の民主主義の発達のために、われわれの気づかなかつたやうな非常にいい点があるやうでございします。しかし今度の税法の結果を拜見しておきますと、府県と市町村との間におきます関係が、どうもいさゝかと思はれる点がございします。われわれ、過去におきまして、農林水産経済は、かなり財政のやつかいにまつておりました。指導、奨励、あるいは監督、助成等の施策が、かなり必要なのであります。これはひとりで地方財政ばかりでございせん、国家財政にそれがあつたのであります。この点もこれも最近になりましたが、一律一体論で補助金だとか何かはいかぬといふやうなことで、一はぎにはがれておるのでございします。わが国の現実の姿から申しますと、また農林水産業は、国民経済の中において、ある限度においてぜひ維持しなければ、国全体の産業構造が均衡を得ないといふことを認めますときに、農林水産業と他の産業との生産力の発達を企図いたして参ります資本の充実の問題、投資の問題につきましまして、農林水産業以外の産業につきましましては、金融のいろいろな方

策がそこにあるのでございします。あるいは株式会社をつくつて、他人の資本を株式で集める。あるいは社債を募集して資金を取入れる、あるいは銀行から借入金をするとか、いろいろそこに措置があるでございします。農山漁村の方々、農林水産業の零細経営の人たちには、その道がないのであります。その道がなくて、資本の充実ができませんときには、結局農林水産業の生産力は伸びがたく、鉱工業と農林業との間に、不均衡が生ずるやうなことは、国全体のためによからぬことと存ぜられますので、財政がこの投資といふことを、農林水産業に限つてやつて来ておるのであります。その財政の投資はひとりで助成金、補助金ばかりではございせん、各種の公共事業がございします。なお試験場でありますとか、研究機関でありますとか、指導組織でありますとか、いろいろなものをつつておられますのが実情でございします。ところでこれはひとり国ばかりがやることでございせん、地方財政でそれを負担していただいております。あるいは府県、あるいは市町村、とこで市町村という日本の最小限度のこの地方公共団体は、それをやるにはあまりにも小さく、また力が足りない。またあまりにもさういふことは地域の重複も起りますので、これは大体郡単位ぐらいの問題を処理して来ておつたのが、郡役所、郡制等の問題は、日本の地方の実情、あるいは農山漁村の実情に、あるいは長い間の経験から生れたものとして、しつくりしておつたのであります。それが郡制、あるいは郡役所等の廃止後におきましては、今や府県がこれを担当いたしました

るのであります。ところでその府県の財政といふものの将来を考えてみますと、今度の法案をわれわれもちやつて拜見いたしましたのでございしますが、府県の収入されるものの大半は都市に税源を持つ、あるいは遊興飲食税であるとか、あるいは附加価値税であるとかいふやうなものでございします。附加価値税のごとき事業税は、特に農林水産業にかからぬやうな点、これはありがたいやうでございします。しかし反面から申しますと、地方の農山漁村の収入は、府県財政に寄與するところから、寄與し得ないやうな姿になつておるのでございします。ところで府県行政なり、府県財政なりを動かしております府県議会、地方議会といふものは、やはり地方の農山漁村からも相當の議員さんが出ておられる。しかし一面から申しますと、それらの人は自分の背後である出身地たる農山漁村からは、府県財政にあまり寄與することなく、しかし府県財政、府県行政を動かさなければならぬといふことになりましますと、都市の商工業者の上に重い税を課しはせぬかといふことを、一面懸念しておられる方もおられるやうでございします。さういふ非常識のことをなさるといふことを心配するよりも、われわれ農山漁村、農林水産業の立場から見ますと、従来農山漁村のためには数箇町村あるいは郡単位ぐらいにいろいろ施設をしてもらつておりました各種の公共施設、産業経済のために必要な施設、試験場等ございしますとか、研究機関でございしますとか、あるいは指導奨励その他の施設ないしは学校その他、こいうやうなもの

ただの、それらの府県にも議員の方々にいろいろとお立ちまわりの、のにも、とにかく何もその府県財政に寄与しておられることのないときには、非常にやりがいのないではないかと存ぜられる筋もございすので、かようなことも今度の府県税あるいは市町村税のあり方を拜見していただき、われ／＼まことに間違っていないかと思ひますが、将来が案ぜられるのでございす。これらの点はあるいは平衡交付金等の作用によりまして、十分適切にお直しいただけるもの、あるいはそうでなければならぬものと信ずるのございす。今度の地方税法を拜見いたしました、われ／＼若干懸念がないでもないような気がいたします。実は一々こまかく申し上げることは恐れ入りますが、自分にもその力がございせんので、きわめて、難解なことを概略申し上げるのであります。当初に申し上げたように、もう時期も切迫しているときでございすので、本年も大分第二・四半期に参りましたので、すみやかなるこの法案の成立が必要であらうと存じます。しかし基本的にはどうにか直さなければならぬところは、お直しいただく、もしも問題が残れば将来お直しいただく、あるいはその問題は残しておいて、他の措置によつてそれを補つて行つたらどうかというふうなことをお願い申し上げます。かように存する次第でございす。

○前尾委員長 それでは湯河参考人に対して質疑がありますればこの際これを許します。
○床次委員 一言伺いたいと思ひますが、最近では農山漁村の金融関係は非常に逼迫している。むしろだん／＼と苦しくなつて来ているのではないかと存じます。特に地方税の不成立以来、案外に地方はこれが影響してございまして、苦しくなつて来ているように思ひますが、四月予定通り地方税が成立してございすならば、たゞい相当増額になりました地方税でも、まず／＼納める力がある。それが半年遅れるようになりまして、下半期に税金がずれて来れば、同じ百の金額が今納める百とは大分意味が違ふ。今の苦しくなつた金融状態においては、なか／＼困難です。その当時であつたら百納めることができたけれども、今では百は困難だといふ経済状況になりつゝあるのではないかと存じます。特に金融方面に關係の深い参考人としては、この点のようにお考えになつておられますか、伺いたいと思ひます。

○湯河参考人 床次さんのお話の通りに、私も懸念いたしておりますので、実は先ほどもちよつと申し上げましたように、税をとられなかつたから案外という氣持を引締めますために、将来重い負担をしなければならぬから、貯金をなさうというお勧めをしてみましたけれども、やはりその通りに参りませうと思ひます。経済界は漸次きゆう／＼なつて来ておられます。この秋は農村の方も相当おえら／＼と私懸念いたしております。
○前尾委員長 はかに御質疑はありますか。——それではこれをもちまして、本日の方参考人の意見の聴取は全部終了いたしました。まことにありがとうございました。

これより地方税法案に対する質疑を続行いたします。本日は市町村民税と目的税及び都等の特例を一括して質疑をいたすことにいたしましたと思ひます。質疑は通告順によりまして床次徳二君。

○床次委員 突然でちよつと不用意でありますので、順序を追ひませんので御質問申し上げます。

市町村民税につきまして、ここに各都市の大きさにによりまして、段階が三段階にわかれておられます。人口五十万以上の市あるいは五十万から五十万、あるいは前二号の市以外の市及び町村といふふうになつておられますが、この政府案につきましては、いろ／＼世間の批評を聞いておられますと、この三つのわけ方では適切でないのではないかと存じます。意見があるのです。どこにあるかと申しますと、この第二段にありまして、五万から五十万といふ市のわけ方が、あまりに大きいのではないかと、実際公共団体の性格を見て参りますと、いわゆる中都市以上になりますと、文化施設も相当ある。たとえば電車もある、あるいは水道も敷いてある、道路もよくなるというふうな施設が非常に充実しておるのであると存じます。五万といふところと五万といふところ、非常にこの間に施設の内容において開きが出て来ておる。だからこの負担をかけるにつきては、もう少しこの段階の刻み方をかえた方がよいのではないかと存じます。

○鈴木政府委員 市町村民税の、均等割の区分の仕方についてのお尋ねでございます。お話のようにあるいは市町村、さらにこまかくわけるといふようなことも考えられますし、いろ／＼あつて存じますが、従来このようない段階をとつておりましたこと、ございす。またかた／＼この八百、六百、四百といふところは、標準税率といふようなこと、ございすので、その間に弾力性もあるわけでございます。それから、大体この程度の区分の仕方では適当ではないだろうかといふことで、こゝろ／＼なわけ方をしたわけでありま。

○床次委員 ただいまお尋ねしましたことは、はつきりしなかつたと思ひますが、各市におきましていろ／＼公益事業を実施しておるといふその実施の状態から見ますと、五万から五十万までを一括するといふことが、はたして適当であるかどうか。市民が利益を受けます限度と申しますか、受益の程度から申しますと、五万の市といふものは、ほとんど電車とか水道とかいふものがないところじやないか。しかし二十万かあるいはそれくらいになりますと、大体そういう方面は大分平均して来るのではないかと存じます。そういう公共事業の立場から見まして、この大きな方の区分がよいかどうかといふことを、承りたいと思ひます。

○鈴木政府委員 それは御指摘のように、それ／＼の市の性格なり、また地方々々の事情によりまして、いろいろ市のいたしますサービスの内容は違つて参ると存するのでございす。大体五万以下の市町村と、それから五十万以下といふところとで区切ることが適当ではないか。あるいは五万以下と一十万以下と一十五万以下と一十五万以下といふようなことも考えられないわけではございせんが、私どもといたしましては、大体この税率が標準的なものでございすし、それ／＼市の経費といふものも、サービスが少なければそれだけ経費が少く、従つて税も少くいいわけでありま。従つて税に弾力性がございすし、それ／＼に對應することに相なつておられますので、大体この程度のわけ方ではないか。こまかくすればするほど、それ／＼の事情に合つて来ることは存じますけれども、そういうことであるなら、あつてもこの区切りを多くしますもの、どうかといふようなことで、大体総額自体が四百、六百、八百といふような区分の仕方ではございすから、この程度でよいのではないかと存じます。わけであります。

○床次委員 大臣がお見えになりましたから、一つ根本の方針について、大臣から御答弁を承りたいと思ひます。昨日県税並びに市町村税につきまして、いろ／＼の脱税について討議いたしましたのでありますが、御承知の通り県税の中にあります入場税、遊興飲食税あるいは狩猟者税のごときものは、税といたしましてまことに不適当な税である。納める者の立場から申しますと、どちらかといへば大衆課税に類する税金が多いのでありまして、でき得ればこれを廃止軽減いたすべきものが少なくないと思ひます。また市

の七〇％を越えておりますならば、各納税者側の出して参りました再評価額なり、あるいは見積額、あるいは帳簿価格というものをとおむねそのまま押えてきめるといふような形にいたしましたので、これは時期的に遅れて参りましたが、同時に町村の徴税能力等の実態をも勘案して訂正をいたしました点でございますして、これらの点につきましては、御心配の点がある程度除去いたしておるつもりでございます。しかしいづれにいたしましても、まづたく固定資産税、ことに償却資産に対する課税につきましては、町村としては相当積極的にやつてもらわなければならぬと思ひまして、この点は地方財政委員会等とも今連絡をいたしまして、遺憾のないように極力努力いたして参りたいと考えております。

○床次委員　市町村民税のうちの所得割であります、今度の改正案におきましては、法人に対して所得割でなしに、均等割のみを認められております。この案が発表せられて以来、各方面の意見を聞きますと、この点につきましては、いまだに相当議論が多いのであります。法人に対しましていのであります。法人に対しましていのも、ある程度までの所得割をとる方がよからうという意見を、少からず聞くのであります。私も現在の状態におきましては、なお法人からも所得割をとることが、必要ではないかという感じが、依然として持つておる次第であります。今日法人に対しまして、法人税その他において課税せられ、また地方税におきましても、附加価値税あるいは固定資産税等について、いろいろの

税はありますが、現状から見ますと、なお法人がある程度まで軽いのではないかと、政府当局におきまして、できる限り法人に重課したいという点が、附加価値税等の論議の場合においても、政府の御所見として見えておるのであります。今日附加価値税が一年延期になつておるといふような場合にありましては、ある程度までこれにかゝるべきものが、市町村民税におきまして、法人に対する所得割という形において現われて来ることも、むしろ均衡上はさしつかえないのではないかと、政府の御所見を伺いたいと思つておきます。なお、おき得べくば、法人というものの、対する課税の目標を大體どういう形において押さへて行くか、個人との差がありするならば、どういふところに差をつけて法人の所得に當つて参るかといふことについて、承つておきたいと思つておきます。今日の地方税の様子を見ますと、実は対法人の税金の非常にむづかしい面が、地方税の方に移つて来ておる。因の方は楽な取立てをやつておつて、法人というむづかしい相手に対して、地方団体が立ち向わなければならぬといふところに、相当大きな問題が残されて来ているのではないかと、思つておきます。たださういふ法人は脱税がしやすいといふような場合に、地方団体が十分な徴税能力を発揮して遺憾のない事務を行へるかどうか、この点もまた一つの問題があると思つておきます。當局の御意見を伺いたいと思つておきます。

○鈴木政府委員 市町村民税の均等割の問題についての、第一のお尋ねでございますが、法人につきましては、すでに御承知のごとく、シャウブ勧告の中におきましては、法人税に対する課税が、従来非常に重課されているといふようなこと、また法人に対する税法の扱い方といたしまして、法人自体に課しますよりも、法人から個人の手に渡りましてから、より望ましいとして課税することが、そこで捕捉しようといふような考え方が現われておりまして、そういうような考え方が、法人税の軽減とか、あるいは配当利子につきましての軽減の問題等が出ておると思つておられますが、市町村民税につきましても、そのような考え方から、法人は均等割をむしろはずすべきであるといふような趣旨のことが、たしかシャウブ勧告の中にもあつたと存するものであります。ただ私も、いまだしめては、そのようなシャウブ博士の勧告をそのまま取入れませんで、やはり法人に対しては均等割を課すべきであらうといふふうに考えたのであります。その理由といたしましては、やはり法人に対しては、今御指摘のごとく所得割をかけるに建前にいたしておられますので、その結果といたしまして、法人に対する市町村民税だけの課税の税負担の軽減が、一割五分なり二割なり非常に少ないものになりますので、反面均等割だけでもこれにかけていいのではないかと、これを考えたのであります。また法人といたしましては、やはり市町村において工場を持ち、事業場を持ち、あるいは事務所を持つといふことの結果といたしまして、やはり市町村から各種のサービスを受けるものであるから、少くとも負担を分任するといふか、あるいは広

益的な面におきましての均等割だけにかけていいのではないかと、少くともその程度のものは出してしかるべきであらうといふことで、法人に対しても均等割をかけるように立案をいたしましたのであります。この点はシャウブ勧告の意見とは違つておるわけでございますが、その点につきましては、ただいま床次さんのお述べになりましたように、考え方もしんじやくをいたしましたので、そういうように、原案におきまして、すでにシャウブ勧告案に訂正を加えておるのであります。それ以上に、さらに均等割のみならず、所得割をかけたかどうかといふような趣旨の御議論と存じます。これは先ほど最初に申し上げましたような趣旨から、シャウブ勧告の精神をくみまして、法人に対しては所得割はかけない、かように考へた次第でございます。

法人に対する課税の問題というのは非常にむづかしい。そのむづかしい面が、今回の改正案によると、地方団体が負担しなければならぬことになつたといふ点は、まさにその通りでございますが、しかしながら一番むづかしいと思われまします附加価値税は、市町村ではありませんが、府県に責任になつておられます。府県におきましては、従来事業税といふものをとつておる。これにつきましては、徴税の技術的な経験も、府県の徴税職員はある程度持つておられますので、そういうものを基礎にいたしまして、訓練をいたして行きますならば、ただちに理想通りに参らぬといひました。逐次改善され、理想の目的に達し得るのではないかと、考へておる次第でございます。

○門司委員 これはあとで審議する上において非常に参考になると思つておる。一応聞いておきたいと思つておる。ありますが、大臣にちよつとお聞きしておきたいと思つておる。市町村民税の意義であります。私がこゝういふことを聞きましますのは、今までのいわゆる市町村民税の徴税の方法と非常に異なるのであります。それは従来市町村民税、市町村税といふものは、当然法人が含まれておりました。それから個人の場合におきましては、単に均等割と所得割でなくして、その中には資産割が当然入つておつた。今度はそういうものが大體除かれておきますので、今度の市町村民税の意義といふものに、多少の疑義を持つて来たのであります。それはなぜかと申し上げます。それは、法人がシャウブ勧告案には書いてなかつたが、しかし政府は書いたと申上げておられます。従来均等割から申上げておると、非常に大きな差を持つておる。ほとんど法人に対しては申訳だけであつて、実質的にはかけないといつてもさしつかえない程度であります。そうなつて参りますと、従来はこの市町村民税、市町村税といふものが均等割を含んでおつた。また均等割を認めておつたといふことは、お互いが共同の生活を営みますために、こゝうしたものも一応必要ではないか、いわゆる税の性質は公課的の面を多分に持つておつたのだ、こゝういふふうに心得ておつたのであります。その要素の中からは法人が除かれ、資産が除かれて参ります。そういう性格が非常に薄れて来たように感ずるのであります。従つて従来市町村民税あるいは市町村税と意義の上で多少私どもは疑義を持つようになつて参りましたので、実はこゝういふ御質問を申し上げるのであります。そのつもりで市町村民税の新しい意義について、何か特別のお考えがあらまするならば、ひとつ御説明願ひたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。市町村民税の意義でございますが、これはもとよりわかりませんが、税制を改革いたしましたこと、資産割を除きましたことは、資産割に匹敵しますところの固定資産税がとられることになつております。重税になるという意味で除いたわけでありまして、それから法人にはシャウブ勧告には除いてあつたけれども、かけることになりました。しかしこれに法人の性格のアメリカにおける考えと、今までの日本における考えとの差をございまして、アメリカの方の考えをいたしましては、法人といふものは、その法人を組織しておる株主とか何とかいふものが持つておるものであつて、そういうものに税をかければ、法人自体にさういふ意味で、法人は市町村民税から除かれておつたのでございまして、やはり市町村民税に課税して、おるということになります。一応は今までもかけておつたのだから、均等割くらいだけかけた方が適當ではないかといふ意味で、かつた次第であります。御了承願ひたいと思つておきます。

○門司委員 その点、アメリカの考え方はさうかもしれませんが、われわれの従来の通念といたしまして、また現在のものの考え方といたしまして、法

○岡野國務大臣 一応司さんの御見は了承できるのでございますが、やはり均等割をかけることは、負担の意味からかけることになる。それから法人に所得割をかけるということは、これはアメリカ式の考え方同時に、今度できました附加価値税

ただそうした公課的のものであるならば、やはりそうした意味から申し立てても、当然法人にかけるべきであるということ、ひとつお考えを願いたいと考えておるのであります。

それから最後に了承をしておいていただきたいと思ふことは、市町村

か、はたして従来通りにもとに返す
いうふうなことを、どの方面から希
されておきたいと決定がなされたか、伺
つておきたいと思います。

○岡野園務大臣　お答え申し上げ
ます。閣議決定事項といたしまして、四
年度の予算編成方針のうちに、災害

リカと日本では違いますから、この点に關しましては、日本的な修正をされたことに敬意を表しておきますが、
の市町村民税を概觀いたしますと、所得税額の一割八分を所得割として賦課するという、非常に高い税率にな

から、お説のように市町村所得税ととも申していいのではないかとさえいことはございませんが、せつかくす町村民税として原案を出しましたのだから、名前の点はこれで御了解を、いたいと存じます。

○松本(六)委員 たいま藤田委員の御質問にありました災害復旧費の全額国庫負担をやめようという問題は、これははなはだ重大であると思うのでありまして、ただいま国務大臣は従来通りの方法でやつて行きたいという希望の御意見はありましたけれども、これは少くとも閣議決定になつておりますところの重大なる予算編成方針であります。従つてわれ／＼は大臣の今後の御努力に期待することはもちろんでありますけれども、さういふこの決定された方針がや／＼と変更されて、われわれの期待するような、いわゆるさきに決定せられております全額国庫負担ということにはなり得ないのではないかと、非常に心配いたしますのであります。そうなつて参りますれば、今審議いたしております地方税法案というものは全体がくつがえされて参るといふ、非常に大きい問題でありますので、これは少くともごく近いうちに、この閣議決定の方針なるものをすみやかに変更していただかなければ、われ／＼はこの審議は安心してやれない、かように思うのであります。この点御所見を伺いたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。先ほども申し上げましたように、編成方針でございますので、最終決定にはなつておりません。でございますから、皆様の御期待に沿いますように、地方自治団体が財政的に十分拡充されますように、私は全力をあげて努力いたしたいと存じております。

○藤田委員 たいまの問題は、岡野国務大臣の初の大仕事でございますから、ぜひともひとつたたいまの御答弁通りに実現を、われ／＼は期待いたしております。

ております。きのう池田大蔵大臣に尋ねたのですが、もし災害復旧の全額国庫負担という線がこれであると、地方税に大きな影響があるというところを、今審議して行きたいという希望の御意見はありましたけれども、これは少くとも閣議決定になつておりますところの重大なる予算編成方針であります。従つてわれ／＼は大臣の今後の御努力に期待することはもちろんでありますけれども、さういふこの決定された方針がや／＼と変更されて、われわれの期待するような、いわゆるさきに決定せられております全額国庫負担ということにはなり得ないのではないかと、非常に心配いたしますのであります。そうなつて参りますれば、今審議いたしております地方税法案というものは全体がくつがえされて参るといふ、非常に大きい問題でありますので、これは少くともごく近いうちに、この閣議決定の方針なるものをすみやかに変更していただかなければ、われ／＼はこの審議は安心してやれない、かように思うのであります。この点御所見を伺いたい。

それでは次に伺ひたいのは、市町村民税の捕捉の問題でございます。この捕捉率を、提出になりました資料にはいろいろ書いてございます。これはどういふ根拠で七〇〇あるいは九五〇という率をきめられたのか、いわゆる収入見込額から逆算されたか、従来の実績を見られたのであるか。おそれ政府当局の勘から、こういう捕捉率が出たとは思いませんが、この点は税法全般に影響する非常に重大な点でございますから、大臣から個々の捕捉率をお聞きしておるのはございませんで、全般的に見て捕捉率といふものはどういふ観点からきめられたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 これは今までの徴税の実績、経験から割り出した、一言にして申し上げます、藤田さんの御意見のように、勘で行つておるわけでございますけれども、その勘は、やはり過去の数字がその勘を組成した要素である、この御了承を願ひたいと思ひます。

○立花委員 第七回国会におきまして、本多国務大臣から、住民税の累進の問題につきまして、御確言は得ていゝるわけなんでございますが、本国会で特にまた新しく長官になられました大臣から、住民税の累進の問題について、前に本多国務大臣がお答えになりましたことと同様の御明言を得ておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。所得税といふものを基礎にして割り出してありますから、自然累進の性質を帯びて来ると思ひます。

○立花委員 そういふ意味ではございませぬ。本多国務大臣の言われましたのは、新しく所得税が累進的になつてゐるから、イコール住民税も累進的になるのだというのではなしに、新しく住民税として累進的にやつてもいいというふうなはつきりした言葉でございしました。これは再三再四確認をしていただきた問題なんでございますが、今の大臣の答弁とは大分違ひますので、もう一度御確言願ひたいと思ひます。

○岡野国務大臣 そういふことはございませぬから、事務官から詳しく御説明申し上げます。

○鈴木政府委員 所得税自身が、すでに累進的な形になつておりますので、それを課税標準にいたしまして、さらに市町村民税の税率を累進的にとりますことは、これは適当でない、かように考えます。

○立花委員 お考えをおかえになつたのならば、おかえになつたと言われてもけつてございしますが、しかし前は

そういう意味ではない。これは速記録をお調べになれば、はつきりわかることですが、この点はこういう問題があらうので、再三再四御確認願つて決定したのでございませうから、それをお考えがおかわりになつたならおわかりになつたでございませうから、それが、そういうことは言つていないという問題になりますと、これは重大な問題でございませうので、速記録を調べてやらなければならぬと思ひますが、もう一度ひとつその点を……

○鈴木政府委員 市町村民税の捕捉の方法としては、この案におきましては、御承知のごとく三つ考へておるわけでありませう。そのうち二十五年に

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。先ほども事務官から申し上げましたように、制限以内においては累進になると申し上げました。

○立花委員 それでけつこうなんです。その通りのことを私前に本多国務大臣にお尋ねいたしましたので、その点を御確認願つたことにしておきます。それから根本的な住民税の問題でございませうが、御承知のように所得税がかつて参ります。それから事業税で、これも所得を調査してかつて参ります。さらに住民税で所得税の八割がかつて参ります。こういうふうな折重なりまして所得税、事業税、住民税と申しますように、所得を中心といたしまして、非常に大きな負担が重なつて参ります。しかも累進になつておりますのは所得税だけでありまして、事業税にいたしまして、あるいは住民税にいたしまして、大体の方針は累進にならないわけでありませう。そういうふうな所得を基礎として重大な負担がかつて来る。しかもそれが累進ではない形でかつて来る分が多いのであります。これはいわゆる所得の少ない者にとりましては、非常に大きな負担になりまして、これから大所得者と

僅少な所得者との間に、非常に大きな
実上の税の不均衡が生れて来ると思
うのであります。こういう意味で、住
民税の所得割というものは、もう一度
考え直していただく必要があると思
いますが、この点についての御意見を伺
っておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 たいだいのところで
は、これを變更する考えは持つており
ません。

○立花委員 變更するか、しないかは
ともかくとして、こういうふうな税の
不均衡がこの問題から生れておるとい
うことを、お認めになつておられるか
どうか。

○岡野国務大臣 総合的に見まして、
地方税として均衡がとれておると考え
ております。

○立花委員 それからこの問題と関連
いたしまして、もう一つ起つて参りま
す問題は、この住民税も事業税も、大
体所得税に関する資料を基礎としてか
けられて参るわけでありますが、こう
いうことでは、地方の独立税、あるい
は地方財政の自主権ということから見
て、非常に中央依存になる傾向が強い
のでございます。この点ではやはり名実
ともに地方の独立税、地方の自主的な
税体系というものを考えねばならない
と思ひますが、この御意見を伺ひたい
と思ひます。

○鈴木政府委員 御指摘のように、な
るべく地方団体において独自の課税標準
を基礎とした種類の税を考えたらどう
かというところは、地方自治の上から望
ましいことであるのでありますが、市
町村民税につきましては、先ほどもい
ろいろ御議論がございましたように、

国におきまして所得税を軽減いたしま
して、その相当の部分を地方に委譲し、
地方所得税的な要素を加味して市町
村民税を創設したような関係もござ
いまして、やはり市町村民税といた
しましては、資産割によつて資産を基
礎にいたしまするか、あるいは所得を
基礎にいたしまするか、このいずれか
と思ひますが、資産については、固定
資産税というものが一方において立
てられておりますので、それを基礎に
してさらに別の税を考へるといふことは
困難であります。また所得というもの
について、直接押さへていけるものもあ
りませんので、この所得というものを基
礎にいたしました税を置いて、市町村
民税につきましては、特にそのような
直接的な要素を加味し、自治に對す
る関心を深めることが必要であるう
かように考えたのであります。

○立花委員 修正案につきましてお尋
ねしておきたいと思ひます。住民税に
つきましては、ほとんど何らの修正も
加へられていないと申しても過言では
ないと思ひますが、固定資
産税あるいは附加価値税などにつきま
しては、若干の修正がございしますの
に、どういふわけで最も勤労大衆に関
係の深い住民税の問題にお触れになら
なかつたか、この問題をどういふわけ
で修正されなかつたか。これは修正案
の根本的な性格を示す問題であると思
ひますので、御意見を伺ひたいと思
ひます。

○鈴木政府委員 この点はたしか予備
審査の際にございましたか、その後も
いろいろ政府委員から御説明を申し上げ
たところでありまして、前国会に
地方税法案におきましては、

提案をいたしました点の中で、特に提案
の時期が遅れました関係で、賦課期日
あるいは納期等について調整をいたし
ました点と、さらに固定資産税の税率及
び償却資産の評価の方法の変更が第二
であります。第三に事業税特別所得税
を附加価値税の延期のかわりにする。
この三つの修正の点だけに限つたわけ
でございまして、これは政府といたし
ましては、現段階ではこのような程度
の訂正で、今度の国会でも御審議を願
いたいというふうに決定をいたし、提
案をいたしました次第でございます。

○立花委員 繰返すようですが、もう
一点だけ伺ひたいと思ひます。昨日池田
大蔵大臣は、災害復旧費を全額国庫負
担にすることは一部弊害がある、こう
いう意味で閣議決定方針として、全額
国庫負担は今年度だけに一応とどめ
る、こういうことをおつしやつたので
あります。その弊害が起るとおつしや
るの、つまりどこ／＼地方からそう
いう要求があつた場合に、全額国庫負
担ということになると、非常な莫大な
費用になるから、不必要なところ
も、緊急を要しないところにも出ると
いう意味ではないかというふうに、大
体きのうのお話で伺つたのでありま
す。そういう点に對して、ただいま岡
野国務大臣は、そうではなくて、あく
までも全額国庫負担の線で今後ともつ
て行くとおつしやるのでありますが、
どういふふうな考え方での問題に臨
まれるか、この点をひとつ伺ひたい
と思ひます。

それからもう一つは、今すでに来年
度予算の決定方針として、一応来年度
は全額国庫負担をやらないということ
になつてゐるわけでありまして、

岡野国務大臣が相当がんばられました
も、あるいはそうでなくなるかもしれ
ない。その場合には、当然この地方税
制の根本的な点について、非常に大き
な基礎がくつがえるというところにな
ると思ひますが、そういう点について
もしもそうなた場合には、この地方
税制に對してはどういう態度をとらな
くちやならぬと思はれるか、この二点
について岡野大臣の意見をはつきりお
伺ひしたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま
す。昨日大蔵大臣がどういふことを申
しましたか、実は速記録も見ておりま
せんし、列席もしておりませんから、
存じませんが、あるいはあなたが御列
席でありましたら、弊害があるという
ような言葉が出たかもしれませんが、
これは私の関知しないことでございま
す。あれはどうしても今年度と同じよ
うにやらなければいけないだろうとい
うことは、地方財政の強化をはかるた
めには、やはりそれが必要であると私
は感じておるから、そう申し上げたわ
けであります。そういう私といた
しましては、来年度の地方財政を組む
ときに善処したい、こう考えておりま
すから、御了承願ひます。

○大矢委員 ちよつと税率の問題だけ
お尋ねいたしますが、今度の所得割の
算出の方法は、御承知の通り一八％
であります。ところが所得税の累進が
五十万円で、五十万円以上は五五％で
打切られております。これは五十万円
までは累進になつておるが、それ以上
は無制限に、幾ら所得があつても五
五％で打切られてゐる。そこで先ほど
立花君も言われるように、少額所得者
に對しては、非常な不公平になる、均等

を欠いておる。五十万円以上を五五％
でとめられたこの所得に對しては、率
をもつと上げて、少額の所得者に對し
ては一八％をさらに少なくする意図があ
るか。これまでは累進になつてゐる
が、それが無限に所得があつても五
五％でとまつておる、この点は五十万
円以上は累進でないのです。少額の所
得者に對しては上げれば、微税するにもつ
と案にできる。その点はお考えになら
ないか、承りたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま
す。所得税が五十万円で打切られてお
るという点に對する欠陥であるとい
ふ、欠陥でないといふ議論に一致す
るわけでございします。しかし地方税と
いたしましては、地方の財政を強化し
ます点において、標準税率というもの
をつくつて、その間で制限をつくり、
その制限以内で累進する程度でやつて
行けばいいという考えをやつておるわ
けでございしますから、いろいろ御議論
もありまして、いさ／＼御議論の
ところ、所得税を五十万円で打切つた
と同じような立場で御審議を願ひたい
と思ひます。

○米原委員 先ほどの御答弁、ちよつ
とわからなかつたのですが、閣議でき
まつたことを関知なさらないというの
は理解できないのでありまして、そう
いうことが予算の編成方針として閣議
で決定したとすれば、昨日の大蔵大臣
の御意見はお聞きにならないかもしれ
なかつたか、なせそういう方針にき
まつたか、國務大臣として御存じだ
と思ひます。それに対してどうい
う意見を持つておられるかということ
を私は聞きたいのであります。

それから第二点は全然お答えにならないので、もしも今のそういう全額国庫負担をやめるといふようなことになれば、この地方税制に対しては、非常な問題が起つて来るのであります。

○前尾委員長、それでは先ほどの床次徳二君の質疑を続行願います。

○床次委員、一つ残つておりますから、簡単に御質問申し上げたいと思ひます。先ほど来、政府委員の御説明もありませんが、この改正地方税法案は、シャープ勧告の趣旨、いわゆる税法理論を相当中心に考へておられるように苦心せられておられる事は認めるのであります。ところが、現実におきまして、どうもシャープの理論だけを尊重することとは、日本の実情に合わない。これが今日まで改正税法に対する相当大きな国民の輿論と申しますか、そういう形で現われて来ておられるのだと思ひます。ただいまの法人に対する課税の問題のごときも、その一つの例であります。いわゆる税制理論として一貫いたしますならば、シャープ博士の趣旨で徹するのならば、一つの行き方です。しかし日本の実情から見ますと、この点はどうも必ずしもそれだけでは割切れないような気がするものであります。特に今年におきましては、附加価値税につきましては事業税で補ひ、しかもこの事業税に対しては、政府におきまして、大企業に対しては負担が軽くなり過ぎるのだといふことを非常に強く指摘しておられる。そういう立場をとられるならば、たとひ今年一年にいたしまして、事業税をとつておられる間は、ある程度まで市町村民税におきまして、法人に対して所得割を課するといふことは、均衡をとる上におきまして、りくつが合う

のであろう。理論を申し上げますならば、こういうことも成り立つだろうと私も思ふのであります。これはあるいは見解の相違かもしれませんが、そういうことになるのじやないか。税制といふものは、私たちが課税理論をこの場合に論ずるのではなしに、日本においていかなる地方税が一番しつくりとして実施でき、また満足して納税することができるといふところに側点を置きまして議論を申し上げますと、むしろシャープ博士の理論はともかくといたしまして、多少ずつ実情に合うようになさるのがいいのではないかと、特に市町村民税につきましては、この際ある程度所得割を課することが、どうしてもりくつに合うように私も考へるのであります。ただいままで、ほかの委員からいろいろ議論がありましたが、重ねて申し上げようであります。その点は実はもう一回お尋ねいたしたかったのであります。事業税との関係上から見まして、多少調節する要が認められるのじやないか。私は政府が、ことさら事業税になると、大資本が課税を免れる大きな欠陥があるといふことを強く指摘されるので、そういうことを指摘されるならば、なおさら市町村民税においてカバーしなければならぬ、あるいはそれ以外のところにおいてカバーするならば、法人税化といふことが必要じやないかと思ふのですが、この点の御意見を伺いたい。

○鈴木政府委員、今年度は附加価値税を徴収しませんで、事業税をそのほかにとる。従つて事業税との関係において、市町村民税を、法人につきまして所得割をとつたらいんじやないか

という御趣旨の御議論と存じますが、大企業等につきまして、この事業税が比較的低下されておられ、あるいはこれを納めないといふことは、要するに大企業につきまして収益がない、所得がないといふところから出て来ておられるのであります。そういう面を収益にやらず、附加価値税といふことから事業の規模を押しまして、事業の物量に応じて、それだけの府県が提供いたしますサービスとの対価として、公益的な附加価値税を設ける、こういうのが附加価値税創設の案の骨子でございます。そういう見地から申しますと、必ずしもただいま仰せになりましたようなことにはならないので、むしろ附加価値税をとることによりまして、所得のいかににかかわらず公益的にとれる、こういうことが出て来ると思ふのであります。従つて附加価値税と改正市町村民税といふものは、むしろよりよくマッチすることにならうと思ふのであります。事業税を存続しておきます限りは、むしろ所得があるものに対しては、いよ／＼所得に対する課税が重圧になつて来るといふことが言ひ得るのではないかと。従ひまして事業税と両方あります今日の段階におきましては、むしろ法人に対してはなおさら所得割を課さない方が、所得に対する重圧といふ点を緩和する点から申したら、よりよいのではないかと、いふように考えられるのであります。

○床次委員、ただいまのところは、少し私の見解と相違があると思ふのであります。附加価値税は、あなたの言われるように事業の大小に応じて、しかも公益的見地から課せられるといふことを言われるのであります。が、

附加価値税は二十五年においては、これを実施しない、事業税をもつて当てるという形に今日なつておられるのであります。なお地方団体との公益性と申しますか、関連性を見て参りますと、県に対する関係もありませんが、市町村になりますと、よい法人と市町村との関係は密接である。なお過去の実績から見ますと、地元には密接な関係を持します法人に対しては、あるいは特別な寄付とかいふような形におきまして、それ／＼金を納めておる、そういう事情さえもあつたといふことを見ておるのであります。従つて今日事業税がとにかく府県税として附加価値税にかへられたといふ場合にありましては、なおさら市町村民税におきまして、その公益的立場におきまして、所得に対してある程度までの負担が課せられるといふことは、よけい理由があることではないかといふことを私申し上げる次第であります。

○鈴木政府委員、御見解は御見解として拜承いたしました。要するに私も立案の態度といたしましては、シャープ勧告にございました法人につきまじは、均等割も所得割もともに課さないといふ点を、ただいまのような御見解、御主張もあることを承知いたしまして、均等割だけは少くとも法人からはとつた方がよりよいであらうといふことで、その点の訂正を加えておるような次第でございます。その事情を御了承願ひたいと思ひます。

○大矢委員、今度の所得割の徴収の問題であります。今度の法規によりすると、二十五年の所得割を、所得

○岡野國務大臣、来年度の地方財政計画を立てますときに善処するといふことでございます。

○前尾委員長、それでは先ほどの床次徳二君の質疑を続行願います。

○床次委員、一つ残つておりますから、簡単に御質問申し上げたいと思ひます。先ほど来、政府委員の御説明もありませんが、この改正地方税法案は、シャープ勧告の趣旨、いわゆる税法理論を相当中心に考へておられるように苦心せられておられる事は認めるのであります。ところが、現実におきまして、どうもシャープの理論だけを尊重することとは、日本の実情に合わない。これが今日まで改正税法に対する相当大きな国民の輿論と申しますか、そういう形で現われて来ておられるのだと思ひます。ただいまの法人に対する課税の問題のごときも、その一つの例であります。いわゆる税制理論として一貫いたしますならば、シャープ博士の趣旨で徹するのならば、一つの行き方です。しかし日本の実情から見ますと、この点はどうも必ずしもそれだけでは割切れないような気がするものであります。特に今年におきましては、附加価値税につきましては事業税で補ひ、しかもこの事業税に対しては、政府におきまして、大企業に対しては負担が軽くなり過ぎるのだといふことを非常に強く指摘しておられる。そういう立場をとられるならば、たとひ今年一年にいたしまして、事業税をとつておられる間は、ある程度まで市町村民税におきまして、法人に対して所得割を課するといふことは、均衡をとる上におきまして、りくつが合う

のであろう。理論を申し上げますならば、こういうことも成り立つだろうと私も思ふのであります。これはあるいは見解の相違かもしれませんが、そういうことになるのじやないか。税制といふものは、私たちが課税理論をこの場合に論ずるのではなしに、日本においていかなる地方税が一番しつくりとして実施でき、また満足して納税することができるといふところに側点を置きまして議論を申し上げますと、むしろシャープ博士の理論はともかくといたしまして、多少ずつ実情に合うようになさるのがいいのではないかと、特に市町村民税につきましては、この際ある程度所得割を課することが、どうしてもりくつに合うように私も考へるのであります。ただいままで、ほかの委員からいろいろ議論がありましたが、重ねて申し上げようであります。その点は実はもう一回お尋ねいたしたかったのであります。事業税との関係上から見まして、多少調節する要が認められるのじやないか。私は政府が、ことさら事業税になると、大資本が課税を免れる大きな欠陥があるといふことを強く指摘されるので、そういうことを指摘されるならば、なおさら市町村民税においてカバーしなければならぬ、あるいはそれ以外のところにおいてカバーするならば、法人税化といふことが必要じやないかと思ふのですが、この点の御意見を伺いたい。

○鈴木政府委員、今年度は附加価値税を徴収しませんで、事業税をそのほかにとる。従つて事業税との関係において、市町村民税を、法人につきまして所得割をとつたらいんじやないか

という御趣旨の御議論と存じますが、大企業等につきまして、この事業税が比較的低下されておられ、あるいはこれを納めないといふことは、要するに大企業につきまして収益がない、所得がないといふところから出て来ておられるのであります。そういう面を収益にやらず、附加価値税といふことから事業の規模を押しまして、事業の物量に応じて、それだけの府県が提供いたしますサービスとの対価として、公益的な附加価値税を設ける、こういうのが附加価値税創設の案の骨子でございます。そういう見地から申しますと、必ずしもただいま仰せになりましたようなことにはならないので、むしろ附加価値税をとることによりまして、所得のいかににかかわらず公益的にとれる、こういうことが出て来ると思ふのであります。従つて附加価値税と改正市町村民税といふものは、むしろよりよくマッチすることにならうと思ふのであります。事業税を存続しておきます限りは、むしろ所得があるものに対しては、いよ／＼所得に対する課税が重圧になつて来るといふことが言ひ得るのではないかと。従ひまして事業税と両方あります今日の段階におきましては、むしろ法人に対してはなおさら所得割を課さない方が、所得に対する重圧といふ点を緩和する点から申したら、よりよいのではないかと、いふように考えられるのであります。

○床次委員、ただいまのところは、少し私の見解と相違があると思ふのであります。附加価値税は、あなたの言われるように事業の大小に応じて、しかも公益的見地から課せられるといふことを言われるのであります。が、

附加価値税は二十五年においては、これを実施しない、事業税をもつて当てるという形に今日なつておられるのであります。なお地方団体との公益性と申しますか、関連性を見て参りますと、県に対する関係もありませんが、市町村になりますと、よい法人と市町村との関係は密接である。なお過去の実績から見ますと、地元には密接な関係を持します法人に対しては、あるいは特別な寄付とかいふような形におきまして、それ／＼金を納めておる、そういう事情さえもあつたといふことを見ておるのであります。従つて今日事業税がとにかく府県税として附加価値税にかへられたといふ場合にありましては、なおさら市町村民税におきまして、その公益的立場におきまして、所得に対してある程度までの負担が課せられるといふことは、よけい理由があることではないかといふことを私申し上げる次第であります。

○鈴木政府委員、御見解は御見解として拜承いたしました。要するに私も立案の態度といたしましては、シャープ勧告にございました法人につきまじは、均等割も所得割もともに課さないといふ点を、ただいまのような御見解、御主張もあることを承知いたしまして、均等割だけは少くとも法人からはとつた方がよりよいであらうといふことで、その点の訂正を加えておるような次第でございます。その事情を御了承願ひたいと思ひます。

○大矢委員、今度の所得割の徴収の問題であります。今度の法規によりすると、二十五年の所得割を、所得

税額を基礎としてかける。これは事業者の場合に割合捕提が簡単でございするが、個人の所得というものは、二、十五年度におきましては、今日なお徴収義務者というものが決定してない。そこでこの通知がない場合に、それはなか／＼個人の場合は捕提することが困難だと思ひますが、これは大体の見込みが立つのかどうか。もつと言いかえますると、事業税の場合には、ただちにこれは前年度、二十四年度に納めた所得税は明らかであります。個人々々の所得というものは、なか／＼転々としてかわつております。決定しておらぬのでございするから、その住居に向つて通知することは困難であります。ほんとうに捕提がでるかどうか、徴収技術において困難でないかと心配するのであります。この点を伺ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 いろ／＼住居の移動その他によりまする納税義務者の捕提の困難という点は、まさに御指摘のごとくあると存じます。市町村民税につきましても、従来よりは、納税義務者の総数は約九百万、一七百万ばかりふえておりますけれども、しかしながら市町村といつては、市町村民税なる形態の税につきましても、従来からの経験も若干持つております。そういうようなところから、また徴収陣営をさらに強化いたさなければならぬけれども、とにかく努力いたして参りますならば、相当の実績が収め得るものであらう、かように私どもは期待しておる次第でございします。

○大矢委員 先ほど来三段階にわかれ

たいわゆる四百円、六百円、八百円という均等割について、相当問題になつておるのであります。特に大都市は、晝間と夜間の人口が非常に違ひるのであります。戦災を受けた大都市の復興については、道路衛生、排水その他いろいろなことを公共事業として行ななければならぬ。そういう特殊な財源を必要とするから、おのずから三段階にして、大都市は五十万以上八百円にしたのではないかと、これは私の想像であります。事実上大都市に対して、そこに収入を持ち、住居の困難のために、近隣の農村に住んで毎朝通つておるといふことであります。ほんとうはその人たちが大都市の恩恵を受け、またその人のために大工場があつたりして、特殊な施設をしなければならぬ。これは個人がその大都市に住居しておるのでないから捕提がなか／＼困難であると思ひます。しかしそういう費用のいることは事実ですからこれは事業主が何かの形においてこれを納めなければならぬが、住んでいないといふことのために住民税を納めないが、一番恩恵その他いろ／＼の施設をしなければならぬのは大都市であります。特にこの点は、何らかの形で捕提できないものか。そういう晝間夜間の住民の非常な相違のある、しかも大都市として戦災復興に必要欠くべからざる財源の一つの抽出の方法として、何か考慮をされる必要はないか、そのことをお聞きします。

○鈴木政府委員 御指摘の点は、まさにあり得ることでありまして、大都市と周辺の市町村との間におきます相互の関係を申しますのは、まづたく緊密でございしますし、夜間住所を持つて

おりますところと、晝間勤務しておりますところとは、まづたく違ひわけございします。しかしこれは全体の市町村民税につきましては、この点の調整を求めますことは、やはり困難でありまして、地方税制全体の問題として考へて行ななければならぬだらうと思ひます。まあ附加価値税等につきましては、法人なり事業所なりの所在地が大都市に多いわけございしますし、そういう意味では、そういうものを基礎にいたしました税は入つて来るわけでありまして、それを住所を基礎にいたしまして、住民に課するといふ場合におきまして、いろ／＼の施設の影響を受けておりながら、実際は税を負担しないといふことになるわけ、この点はやはり今後の研究問題ではあらうと存じます。市町村民税自体の問題といたしましては、さりとて晝間おるところを押さへるというところは、これはまた困難でございしますし、あるいは重複して両方から課税するといふようなことも、考えられないことはいかゞと存じますが、そういうこともいかに存じますが、やはり原案のような住所地の市町村民にこれを課するといふことは、今、今のところ名案がない次第であります。

○大矢委員 それからこの納期の問題ですが、七月、九月、十二月、二月となつておるのですが、四回にとかく分納する。これは地方々々において、條例によつて決定されることであらうと思ひますが、完全に徴収しようと思つたと、結局これは毎月集金しなればならぬ。それに對しては非常な人

件費もかさむし、あるいはこれを立案するにあつて、そういう四回にはたして徴収ができるかどうかといふことを調査されたかどうか。それからこの報償金といふものが、前納額に對して千分の五以内の報償金といふものは、これはまづたゞ空文ではないか。かりに滞納した場合に、これは利率が下つて、百円に對する四円になりまして、今度千分の五以内といふと――さつきおつしやいましたこれに對する報償金の千分の五は、まづたゞ空文です。ほんとうに実行しようとし、むしろそうすることが納税に非常な協力をするのだという意味から行きますと、私は相當に報償金というものは率を上げる必要がある。その徴収方法を四回にしたこと、並びに報償金の千分の五の制度といふものはほとんど空文で、改正する必要があるのではないかと、この二点をお尋ねいたします。

○鈴木政府委員 納期の点でございしますが、これは勤勞所得者の便宜から申しますならば、むしろ月々源泉でつてもあらうといふようなことが、一番便宜であらうと存じますけれども、しかし源泉徴収をするといふことは、いろいろ困難な点がございまして、原案ではとつておりません。従ひまして、こういう形で参りました場合に、二回にするか三回にするか、あるいは四回にするかいろ／＼論議があるかと存じます。やはり納税者の所得の状況等に参りまして、多い者は回数が少く一回で納めた方が便宜でございまして、少くし、また多くの納税者はなるべく少くずつ出した方がよいといふことであらうと思ひます。しかし一方あまり回数を多くわけますと、それだけ徴税費が

よけいにかかりますので、大体従来のいろいろな税等の關係を考へまして四期くらいにするのが適當であらう、こう考へたわけでありまして、しかしながら均等割につきましては、納期をそのようになつては適當でないと思ひます。形にいたしておきます。

それから第二点の報償金の問題でございしますが、これは一つの新しい制度でございまして、税がたして報償に値するやいなやにつきましては、根本的にいろ／＼問題があらうと存じます。ただ實際の運用をいたしまして、現在地方におきまして、若干この種の制度を採用してゐるような地方団体もあつたので、またさういふところにおきまして運営の事情は、相當の成績を納めてゐるようによつてございするもので、ごく低率の報償金制度であるならば、税に對する觀念といふものをあまり基本的にかわさないでも済むのではないかと、いふようなことで、この程度のもを市町村民税なり、固定資産税について設けたような次第でございします。一方非常に遅れて納める者が結局において得をするとか、納期後に納める者が得をするといふことがないように、すでに各種の加算金の制度をつくつておきますので、いつ納めるかといふことによつて、少くとも制度上ははなはだしい差異がないようにいたしておきます。報償金の制度につきましても、そういうような關係からいふことをあまりふくらませますと、均衡な点が出て来ると考へますので、大体この程度が適當でないかと考へてゐる次第であります。

○大矢委員 それから個人均等割は、

御承知の通り少しも収入のある個人を対象とするのであります。これもせんだつて来、学生アルバイト諸君が陳情に参りまして、収入のない場合には、戸主に対しての所得税のときにこれが扶養家族としてこのうちに入る。ところが収入が少しもありませんと、扶養家族でないのではありませんから、所得税がさらに対象としてかかる、その上に今度また住民税の均等割というものが加かる。これは極端なことを申しますと、未亡人が家庭で内職をして収入があります。そういう人にも免税点がないのでありますから、少しも収入があれば、大体とつていいということになつております。ところで、それはまた一つの條例で、その地方の財政事情において免税してもよろしいという規定があるのでありますから、これは適当にやるかもしれません。しかし行政措置において、あるいはまた地方の自治体の條例において、そういうものが完全に均等割税を課せられないように、負担しなくともいいようにできるのかどうか。この規定から行きますと、結局これは収入があるのだから、財政の困難な町村においてはとつてよろしいということになつております。こういうことについて、これを立案した当時、そういうアルバイト、あるいは非常に家庭の苦しい人の家庭内職に対してはかけるといふことを御考慮になつて、こういう立案をせられたのかどうか。その点を行政措置で行けるか。あるいはこれを完全に実施しようとするか、そういうことは認められないことになりましたが、その点をひとつお尋ねいたします。

○鈴木政府委員 今の独立いたしてお

りませんようなもので、世帯主と同居いたしておられますような者の所得であります。そういうような者に所得がございましては、多くはその世帯主の所得と合算をせられて、所得税はその世帯主にかつて来る場合が多いだろうと存じます。そういう場合におきましては、今の所得のある者という考え方には入らないことになる場合が多いと思ひます。従つて今の均等割はかからないというような場合が多いのではなからうかと存する次第であります。今の未亡人の場合等におきましては、これは所得が十万円未満でございしますならば、市町村民税はかからないということになるわけでございます。従つて前年におきまして十万円未満であるならばかからない、こういうことになるわけでありまして、所得税の賦課の状況につきましては、主税局長がお見えになつておりますから、主税局長からお答えいたしますことにいたします。

○平田政府委員 学生アルバイトの所得につきましてはお尋ねでございますが、合算制度と扶養控除の点につきましては、先般から実施しております改正所得税法によりまして、従来と大分違つた関係になります。すなわち学生等願ひたいと思ひます。すなわち学生等でありまして、一万二千元以下の程度の所得でございしますと、この場合におきましては扶養家族としまして、年齢のいかんを問はず、合算いたします。扶養家族の控除を認めるのでございします。従来御承知の通り十八歳未満でないと控除を認めなかつたのでございしますが、今度の改正税法によりまして、十八歳以上でありまして、所得

が一万二千元以下でありますれば、扶養控除を認めることになるのであります。それからさらにアルバイトをやります。所得がより以上多くなつた場合におきましては、今後は勤勞所得に關する限りにおきましては合算いたしません、別に課税することになります。そうしますと、今度の所得税法で本人の分といたしまして二万五千円基礎控除を受ける。従ひまして月三千元のアルバイトの収入がある場合におきましては、大体月二千元強を基礎控除といひまして控除して、残額に対して所得税を課税する。このような関係になつております。昨年と比べますと、アルバイトの収入等に対しましては、大分違つた関係になるというところを御承知願ひたいと思ひます。今の陳情がございました趣旨は、そのほかにさらに特別の控除を認めたらどうか。不具者の場合におきましては、御承知の通り基礎控除、家族控除のほかに、不具者は実情が気の毒でございしますので、別に一万二千元の特別控除を認めております。学生につきましてもその特別控除を認めたらどうか、こういう希望があるわけでございます。私もいろいろ研究しておりますが、晝夜所に勤めて、夜学校に通つていふというやうな場合、どうするか。それから晝夜学校に行つて、ほんとうにアルバイト的な所得がある場合どうするか。いろいろ問題がございまして、簡単でございせんので、今度の改正で従来よりは大人分よくなりましたので、不具者としてさらに控除を認めるというところまでは、今のところ行くというわけには参らないのではないかと考えております。しかし不具者の問題とか、あるいは

は老年者の問題につきましては、家族控除のほかに、不具者と同じような特別の控除をさらにしたらどうかという意見もいろいろございしますから、なお将来は研究してみたいと思つております。一応今のところはそのようなことになつておると御了承願ひたいと思ひます。

○大矢委員 大蔵省の方が見えておりますから、この機会にお尋ねします。せんだつて私はお聞きしたのでありますが、地方税あるいは国税を問わず、更正決定があるまで、かりに延滞差押えても、その品物を公売しない。そうして決定してよ／＼納める場合には、その品物がなかつたということになりますと、非常な困難を来す。それからいま一つは滞納処分に対する費用、徴収の事務というものは、これは大蔵省国税庁でやるべきである。それを滞納したからといつて、大きなトラントを持つて行つて、事実上押えてみたなら何もなかつた、あるいはわずかなものを押えて、その費用を差引いてしまつて一厘も税金は納まらない。特別に何か補償金制度というものをつくつて、最近やたらにこの物納の処分をしたり、あるいは差押えの処分をして、その人たちの手を経るたびに手数料を出して、結局本人に対しては一つも税金は輕くならない。国にも納まらないというところで、一体徴税事務は国税庁あるいは政府がやるのであります。その費用は実際に負担して、ほんとうに本人から取上げたものは税金の中に入るということに、もし法的に何かできないことがあつたらば、それを改正するとか何かの形にしないと、今申しました二つの点、徴税に關する費用、さら

に更正決定がされない前に物を処分する——差押えはこれはやむを得ません。しかしそれを処分してしまつと、いよいよ決定したときにはその品物は自分の手にもどらないということが——日本の家族制度には、金銭にかがたいいろ／＼なものがありますから、こういうことが特に私は考慮される必要があると思ひます。それが数箇月を待つことができずして、処分することがあると私どもは考えるのですが、こういうことの実問題で、今日苦しんでおりますから、この機会にひとつお聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員 お話は、二つの問題のようでございます。一つは滞納になりまして督促をし、差押えをし公売をするといつたような場合において、滞納処分の費用を納税者に負担せしめるのはむづかしいか、こういうお話でございます。大部分の納税者は、実は滞納し、差押えし、かつ公売をするというところまで行かないで、納税してもらつておるわけでございます。事情どうにも行かないやうな場合におきまして、やむを得ず差押えをいたしております。差押えは、御承知の通り相当な件数になつておりますが、公売まで行きます例は、実は全体のケースから行きますと非常に少い。私どもは、できますれば公売なんという処置はやらなくて納まるようにしたいと、実は極力努めておるわけでございます。が、なか／＼今の実情はそうも行かないので、お話の通り若干公売いたしまして、それによつて徴収しておるものも、遺憾ながらございします。しかしそのやうなものは、私は将来税が合理化され、それから納税思想が発達し、同

時に経済の状況がよくなりますれば、徐々によくなつて来るんじゃないかと、いろいろにも考えます。そういう場合におきまして、費用を全然政府が負担してしまふということになります。これはやはりむりして金をつくらつて納められた人たちの間におけるバランスも失しますし、公売に要しました費用は、やはり納税者の方で負担するというのが、行き方としては妥当なんじゃないかと思ひます。

お話の第二の問題であります。いさすに公売をして税金を徴収するといふのは、実は能じやないものでありまして、なるべくそういうような方法によらないで行くべきである。従ひまして、この税金がまだはつきりきまらないうのに公売してしまふといううなことは、これはよほど異例の場合でない限り、実際問題としてやるべきでないし、またやつていないんじゃないか。大体審査の請求等がありました場合には、一応解決に相当する時日を要する場合があります。そういう場合におきまして、やはり財産の差押えというものは、ある程度補填のためにやつておきますが、公売するといふことは、よほどのときでないといふべきではない。そういうことによりまして、お話のように下側の損害を納税者に及ぼすようなことは極力避けねばならぬ。御承知の通り予定申告の段階につきましては、差押えはできませんが、法律上公売はできないといふことになつております。ただ確定申告の段階及びそれに対する決定の場合におきまして、法律上いかなる場合といえども公売できないといふことまで行きますのは、まだどうも少し仕事の運びが完全

全に至つていないようでありまして、政府としてはいたし方ないと思ひます。運用につきましては、今申し上げましたように、お話の趣旨にのつとりまして、不当に納税者に損害を及ぼすことがないようにしたらどうであらうか、このように考へております。

○立花委員 御趣旨非常にごもつともですが、それを通達か何かの形で下部の徴税機構へお流しになるお考えでございますか。

○平田政府委員 公売で売却処分をやります際の方針としては、なるべく私が今申し上げましたような方針でやることになつておりました。実際ある場合といたしましては、よほど特別な事情によりまして、納税者が最初から納税の意思がなく、非常に、何と言ひますか、所得があることが明らかであつても、審査の請求を出して頑強に納税に抵抗する、こういうような場合に、おきましては、これはやむを得ない場合によりまして、強行手段に訴へる場合もあるかと思ひますが、そうでない限りにおきましては、極力今申し上げましたような趣旨でやるように、従来からも注意いたしておりました。また今後におきましても、当然そのやるべきものだと考へております。

○立花委員 御趣旨は非常につきりわかつてつてございまして、それをはつきりした文書の形で出し、それを御意思があるかどうか、できた一ひとつ出していただきたいと思ひます。

○平田政府委員 従来におきまして、そういう趣旨の方針はたびたび通達いたしておりました。今後におきましても、もちろん私もしましては、そういう方向で行くべきだと思つておりますので、極力趣旨の徹底をはかりたいと思ひます。

○立花委員 ちよつと尋ねておきます。平田政府委員 昭和二十四年度におきましては、源泉課税の納税者が約一千六百万人、それから申告所得税の納税者が約六百五、六十万、約七百七万人、合せまして千八百五十万の納税者が二十四年度の所得税の納税者の数であります。二十五年度におきましては基礎控除、家族控除の引上げ等によりまして、免税点以下になるものが大部分多いようございまして、大体三百万人から四百万人くらい納税者の数が本年度の所得税において減少するものと見ております。

○立花委員 ところが住民税は二千万から三千万とございまして、これはどういふこととございまして、所得の低い者からとるといふことになるのでございまして、

○鈴木政府委員 これはたゞいま主税局長のお話のありましたように、千八百万人所得税の納税者があるやうであります。所得の方は今お話のありましたように、それ基礎控除がありまして、住民税の建前といたしましては、要するに前年所得のあつた者には課する、こういう建前でありまして、しかもその点は均等割であります。従つてその数よりはやはり多い。今二千万といふこととございせんが、大体千九百万くらいに数にわれ、は考へております。

○平田政府委員 ちよつと私から補足

的に申しておきますが、所得税の基礎控除は二万五千円でございまして、家族控除を加えて御判断にならないと、免税点の問題は解決しない。家族控除は一人一万二千円でございまして、たとえば農家等扶養家族の五人くらゐある世帯が相当なやうであります。それが、そういう場合になりますと、一万二千円に五をかけた六万円と二万五千円、つまり八万五千円までは所得税がかからないといふことになるわけとございまして、勤労所得税の場合におきまして、所得の一割五分の控除がある。そのほか家族控除、基礎控除がございまして、都会ではあまりございせんが、いなかにおきましては、今度の大改正で免税点以下に落ちる階級が相当あるやうでございまして、単によつて免税点を基礎控除だけで御判断になる向きが多いでございまして、けれども、家族控除の關係で非常に納税者が左右されたいと思ひます。御了承願ひたいと思ひます。

○立花委員 非常におかしいんです。大体二千万人くらいから住民税をとるわけなんです。それよりも所得税を納める者が数百万人少いといふのであります。これはどうも私納得行かない。所得税をとつた上でもた住民税をとるのですから、とられる方が減るのとはわかるのですが、ふえるといふのはどうもわからぬ。ここに私は住民税の苛酷性はつきり現れてゐるのじやないかと思ひます。だから全然所得のな

○平田政府委員 ちよつと私から補足

得のない者から税金をとるといふことはつきり現れておるわけでありまして、これは非常に重大な問題なんので、どういふところでございせんか、数字の食い違いが出て来るか御説明願ひたい。

○平田政府委員 前から申し上げましたが、さつき申したように、所得はありますが、所得税の控除の關係で課税されない人が相当多い。現実今申しましたように、今年の改正だけで三百万人くらいおつこちてしまふ、こういう關係になりますから、やはり私は所得税は納税者として失格するが、均等割くらいは納めていい方が相当あるじやないか。さらにさしきつて生

○立花委員 じや何のために免税点をおつくりになつたか。免税点の關係は、飯も食えない者に対する免税点だと思ひますが、そういう免税点を置

きながら、その免税点を越えて、やはり税金をとつておるといふことが、はつきり数字の上に現れておる。均等割くらいとおつしやられますが、飯も食えない者にとりましては、東京で八

百円と申します数字は、決して少い数字じやございせんので、こういう所得税を免除されてゐるやうな階級、何百万人も連中から、こういうものを取立てるといふところに非常なむりがあるのじやないか。

○平田政府委員 これはあるいは自治庁の方から申し上げることになるかも知れませんが、住民税の性質といたしまして、やはり所得税を納めるほどの

三三

力はなくとも、若干の税金は負担して
もよい、それは結局額の大きさにより
ますが、今回提案されておる程度の
額くらいは納めさせてもいいのじやな
いか。さらに所得はあるが一層生活に
困窮したておるに、生活保護を
受けておるような人からは、住民税は
とらない。こういうことになつており
まして、これは私どもといたしまして
、市町村住民税の性格からいたしまし
て、そのようなことがあつても妥当だ
と考える次第であります。

○立花委員 一体幾らの免税点なん
ですか。飯が食えない免税点であり、そ
ういう者に免税をしておきながら、し
かもそれから均等割をとるといふので
すから、べらぼうだと思ふ。私は全然
所得のない者から均等割をとるといふ
ことは、根本的に税法の精神に反する
のじやないかと思ふ。公私の扶助を受
けている者は免税だといふことが明ら
かに書いてあります。公私の扶助にあ
りますから、必ずしもお役所から扶助
を受けておらなくとも、いくら成年に
達しておつても、おやじの扶助を受け
ておれば税金を拂ふ必要はないと思
う。こういうふうな非常に大きなむり
が住民税に出ておるわけですが、しか
も修正案ではこういう住民税に一言も
触れられておらないといふところに問
題があると思ふのですが、この点はも
う少しまじめに考えていただきたい。

○鈴木政府委員 立花委員から再三
お尋ねでございますが、この市町村民
税の納税義務者というものは、この案に
おきましては、前年において所得を有
しなかつた者はかけないけれども、前
年において所得があつた者にはかける
ということが書いてあるのです。所得

のない者にかけるとは書いてないの
です。均等割につきましても、前年にお
いて所得を有しなかつた者を除くとい
うことを書いてあるものでありまして、
所得のある者にかけるのです。ない者
にはかけないのです。その点は誤解の
ないようをお願いしたいと思います。

○立花委員 しかし均等割を課さない
者のうちに、不具者、未成年者、それ
と寡婦、同居の妻、三つが除かれてお
りまして、そのほかの者は除かれてい
ないわけですか。だから、たとい収入が
なくとも、成年以上に達しておりま
すれば、均等割はかかると思ふ。その点
はどうなんですか。

○鈴木政府委員 その一つ前を見てい
ただきますと、「市町村内に住所を有
する個人（前年において所得を有しな
かつた者及び生活保護法の規定による
生活扶助を受ける者を除く。）」といふ
ことであるので、逆に申すと、所得のあ
つた者で市町村内に住居のある者に課
する、こういうわけですね。

○立花委員 しかしそれは免税点の以
内でもかかるのでございませう。
○鈴木政府委員 免税点の思想は、要
するに徴収技術の上から申しまして、
そういう零細の大家にこれをかけると
いうことは、かえつて徴収上の出費が
多くて不適当であるといふことから、
主たる点はとられておる制度だからと
思ふのです。従いまして、この市町村
住民税につきましても、そういう意味の
免税点というものは考えておりませ
ん。同時にこの市町村住民税は、従来か
らのいわゆる負担分任という考え方か
ら、昭和十五年以来非常に軽度な市町
村民税があつたわけですね。これが地方
財政の逼迫について非常に額が多くな

りましたけれども、そういう負担分任
の精神というものは依然として残つて
おるわけでありまして、均等割の精神
は、負担分任の精神並びに公益的な面
を多少加味した意味で残つておるわけ
でありますから、この点はそういう免
税点といふふうな思想からどうこうと
いうようなことはないと私は考えてお
るのであります。

○立花委員 少しおかしいのです。免
税点をつくつたのは、生活の問題では
なしに、徴収技術の上で、少しの額だ
から、そんなものは徴収費がたかさん
から、そんなものをつくつたといふの
では、根本的に免税点の精神が違つて
はならないか。そういうお考えだから、
免税点以内の者からも取上げる。だか
ら所得税を納める者よりも住民税を納
める者の方が数百万人多くなるとい
ふことが現れておるのじやないか。こ
の点は根本的に直していただきたいと
思ふ。最低の生活ができるという建
前は、最低の生活ができるという建
前から免税点を置いていたといふこと
と思ふのです。何も徴収費用がたか
んかかるから、少いからといふこと
で免税点を置いておるのではないと思
う。そういう論法を逆に行きますと、
とつて得になれば食費までも食ひ込
んでつていいといふことになるわけ
でございませう。これでは税法の根本
的な觀念が間違つておると思ふので
す。そういう意味でとにかく今の免税
点の内容では最低の生活も保障できない
です。ここまでも食ひ込んでつてお
るというところは問題だらうと思ふ。
これは住民税が、最も人間を奴隷に陥
れる税金だと思ふのです。それをひとつ
御説明願ひたい。

○鈴木政府委員 均等割と所得割とい
ふ性格が違つておるわけですが、
所得割の方は特に二十五年におきま
しては、所得税をそのまま使います
から、要するに所得税で基礎控除にな
り、あるいは免税になつておるよう
な者、免税点以下の者は、所得がなけ
れば結局かからぬ、こういうことにな
るわけでありまして、均等割の方は先
ほど申し上げました、従来あります
ような負担分任の精神並びに公益的な
精神からこれを考へておるのでありま
して、しかも生活保護法による生活扶
助を受けておられますような困窮者は除
きまして、それ以外の者で、お前年
所得のあつた者に対しては、この八
百、六百、四百といふような基準で
つと出して、市町村の結びつきを考
へて行つて、市町村の結びつきを考
へて、根本の考えとしては、私どもはこ
れで一向さしつかえない、かように考
えております。ただ、今のお話にござ
いました免税点は困るから、結局そ
ういふ者のための措置として考へてお
るのだといふお話でございませう、こ
れは主税局長から説明していただいた方
がいいと思ひますけれども、私どもの
承知しておりますところとしては、今
お話のような点は、むしろ基礎控除の
ような觀念に該当すべきものであつ
て、そういう意味から二万五千円と
か、一万五千円とか、それらの額の
差引があると思ひますけれども、免
税点という觀念は、やはりそういう徴
収技術上の費用からいつて、どうして
もこれは困難であるといふものは、む
しろこれを課税の対象からはずして行
く、こういうような觀念があること

は、私どもも了解しているところでござ
います。

○立花委員 基礎控除は二万五千円で
月三千円、これでは足りないといふこ
とは明らかです。それを補うものとし
て免税点があるだらうと思ひます。そ
ういふ場合にもやはり単なる徴収技術
から免税点がつくられておる。だから
免税点に食ひ込んでつてもよいのだ
といふことはできない。実際の額から
いたしまして、所得税の免税点の中
からとられますと、非常にこれは困
ると思ひます。これは議論の余地がな
いと思ひます。そういう觀念から、家
族の均等割を軽減されるお考えはない
のか。これは前の国会で、東京都では
八百円でございますが、これを三段階
ぐらいにわけつてもよいといふこと
とを、本多國務大臣は言われたのであ
ります。そういうことは、さいせん岡
野國務大臣が、所得割の累進にしても
よい、制限税率内では累進にしてもよ
いと言われましたので、念を押すま
でないと思ひますが、均等割も、そ
ういふふうな二、三段階にわけつて適
当にやつてもよいのかどうか伺つてお
きたいと思ひます。

○鈴木政府委員 均等割につきま
しては、この法案にございませうに、同
じ家族の中にそういうような均等割の
該当者が多数ありました場合には、
該当者が多数ありました場合には、
これは通減の方法を規定して
わけでありませう。今の八百、六百、
四百といふのは、標準でございませ
う、必ずこれだけとらなければならぬ
といふことではございませう。全体の
財政事情から考へて、そこはある程度
の調節はもちろんさしつかえないと思
ひます。

○立花委員 そういふわけで、均等割も何も拂えないのが大分出て来ると思いますが、そういう場合に差押えをおやりになりますか。

○鈴木政府委員 その点につきましては、それ／＼の減免措置を講じ得るわけでありまして、公益上その他の必要なる理由によります減免措置というものは考えられますから、そういうことは一地方財政委員会等で指示いたしませんでも、それ／＼の地方団体がとる税金でありますから、地方団体において、それ／＼の適切な措置はとり得ると思ふのであります。

○立花委員 地方財政委員会並びに地方団体で、そういう理想的な運営が行われればよいのですが、そういうことはめつたにないと思ひますので、そういう差押えを受けた場合のことですが、その場合には連帯責任で同じようなものも差押えられるかどうか、これをひとつ聞いておきたい。

○鈴木政府委員 これは納税義務者としては、世帯主も、また世帯の中他の均等割の納税義務者も、それ／＼独立でありますから、一方の納税義務者の財産を他方の納税義務者の滞納のために差押えるということはできないわけでありまして。

○立花委員 しかし国税徴収法によりますれば、同居親族ということがありますが、これはお使にならないのですか。むすこが滞納しても、同居しているおやじの方は差押えになりませんか。

○鈴木政府委員 今国税徴収法を手元に持つておられますが、今申し上げました建前は、少くともそれ／＼の納税義務者の財産に対してならば、差押え

はできると思ひますけれども、他の者はそれに該当する根拠は何らないわけでありまして、そういう他の者の財産を、ほかの人の滞納の債務のために押えるということは、私はできないことと考へております。

○立花委員 昨日入場税の場合に、何ら関係のない小主人に税金を納める義務を負せまして、強制執行をやると言われておりましたから、私はおやじの場合もやられると思ひますが、まづたよくおやりになりませんか。

○鈴木政府委員 入場税の場合に限つて、特にこういうような規定を設けたというものが、私どもの考へであります、その他の一般の税につきましては、そういう特別の規定がない限りは、それ／＼の納税義務者に対する財産についてのみ差押えするということが、適当と考へております。

○米原委員 ちよつと関連して伺います。今の問題は、国税徴収法によることになつておると思ひますが、幸いに主税局長も見えておりますし、この法案によると、そういう場合に国税徴収法を適用するという條文になつておりますから、ただいまの御回答のようであれば非常にけつこうであります。法律的に国税徴収法の適用ができるということになる、その可能性もあるわけでありまして、その点についてどうなるかを、明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお話は、たとへば世帯主が滞納した場合におきまして、その家族たるほかの人の個人的所有財産に対して差押えすることができかどうかという問題だろつと思ひますが、

が、こういう場合は、国税徴収法にありますように、連帯して納税の義務を負担するわけでありまして、そういう場合におきましては、当然及び得ると思ひますが、そういう納税義務がない場合におきまして、他人の財産を差押えるということとは、国税徴収法におきてもできないことになつております。

それから逆に世帯主の財産を押える場合におきまして、これは規定がありますように、滞納者とその同居親族に必要な三箇月間の食糧及び薪炭、これは納税者自らの財産であつても差押えできないという規定がさらにあります。大体徴収法におきましては、そのようになつております。

○立花委員 その次に聞いておきたいと思ひますのは、所得の範囲でございまして、給料とか、そういうものをもらつておれば、よくわかると思ふのでありますが、そうでないに、市町村で所得の計算をやるという條項があるのをごさいます。たとえばこの間開きましてのは、農業の専従者の問題でございまして、そのほかにも、都市におきかると思ふのであります。そういう場合、市町村で所得を計算するとあるのをごさいますか、この基準は一体どういふふうにおきめなさいますか。

○鈴木政府委員 これは国のきめられた所得税の額によるといふことが、大前提でありまして、多くの場合は、それで行くであらうと思ひます。ただ万一のことをおもんばかりまして、国がかりに決定をいたしましたものが、実際と非常に違つておるとか、あるいは国の決定がいつまでもない、結局国が決定しないというやうな、そ

ういふ特殊な場合におきましてのみ、これを行使するといふことであるのでありまして、しかもその場合の計算の方法は、まさに所得税法に規定せられて、その規定に従つて計算をする、こういうこととあります。

○立花委員 住民税が非常に過重だといふことは、大體おわかりになつたと思ふのであります。ところが、このほかにもありますところの固定資産税、附加価値税、これがこの上に全面的に乗つかつて来るわけでありまして、附加価値税も、大臣みずから言われておりますように、これは大衆に転嫁する課税である。あるいは固定資産税は、朝の公述人の経団連の代表が言われまして、たうに、これは転嫁する税金である。このように恐ろしい住民税の上に、さらに固定資産税、附加価値税がおつかふさつて来るのであります。こういうものを考慮されておきめになつておるのか。この税の文章に書かれたまじ形の上では、一応固定資産税、住民税、附加価値税とわかれておりますが、実際には、はつきり現われて来るという形が、はつきり現われて来るのであります。さいせんから申しましたように、所得税の免税点まで食い込んでつた住民税、その上にさらに固定資産税、附加価値税が折り重なつて重圧となつて来る、こういうことではまづたたくまらなかつたと思ふのであります。この点をどういふふうにお考えになりますか。

○鈴木政府委員 今立花さんの仰せになりましたように、地方税も、すべての地方税が折り重なつて、一人の納税者にかかるわけでありまして、国税もやはりその一人の納税者にかかるわけ

でありまして、結局国税において減税になつたといふことは、總体の国民の負担として、一人にかけられるものがそれだけ減つて来たといふことであつて、私どもは国税、地方税を通じて、税制改革による負担軽減の面と、負担の公平化をはかつておるのだといふことを御承知願ひたいと思ひます。

○立花委員 これはこの間から何回も言つて、三百億減つたといひますが、これは決して均等に減つてゐるのではないといふことを申し上げましたので、何回言つてもだめだと思ひます。認めませんが、とにかくあなたがお認めになりましたように、全部の住民税が一人にかかつて来るといふことはお認めになりますか。

○鈴木政府委員 全部の住民税が一人にかかつて来るという言葉の意味がよくわかりませんが、とにかく納税者といふものは一人自然体であつて、そこに国税も地方税もみなかつて来るのだ、そういう意味で国税、地方税全体を通じて負担が軽減されておるといふ面から見ますれば、やはり全体としては負担の軽減ははかられておるといふことを、私は申すわけでありまして。

○久保田委員 関連してひとつ伺ひしておきたいのですが、二十四年度の所得に基きまして住民税をとるということをごさいますか、二十四年度は職についたが、二十五年度になつて職なく失業してゐるやうな場合にはどうなるのですか。

○鈴木政府委員 これは前年所得を押えますところから、今御指摘のやうなむりな場合も、事実出て来るだらうと思ひます。その程度のはなはだしいものにつきます。やはり一般的な減

知らなかつたり、あるいは言つて来た納税者に対して不当に却下するやうなことがないようにということ、くれぐれも注意いたしておるのがあります。ただこういう点だけは納税者によく知らして置くようにということ、中央でも言つておられます。と申しますのは、前年の実績による課税といふことは、所得金額が前年の実績額によるといふことでありまして、税額控除申請は、すべて新税法によるのであらから、申告等も必ず怠りなくやつてもらわれないと、せつかくの家族控除が拡大できなくなつて来る。それと同時に、新税法によりまして、たとえ十万円ぐらいの事業所得者でありまして、家族四人ですと、昨年は一万六千円ぐらいの所得税が約五千円になる。税額といたしましては相当下るから、所得が減るか減らないか、なかなかつきりしない、結局水かけ論に終つてしまふ。納税者の方々の場合は、あまりそこでいざこざするよりも、一応前年でもやつておいて、それによりまして、納めてもらひまして、確定申告の際にはつきりするといふ方が、お互いに手数をかけないでいいのじやないか。しかしながら、たとえば一般的に値段が非常に下つたとか、あるいは事業縮小だとか、あるいは最近非常に売れ行きが悪くなつたとか、そういう特殊な場合におきましては、前年以下の申告を受付ける、あるいは届を受付けるといふことは当然なことでありまして、そういうことにつきましては、新しい制度を設けた際に、むりなことをやつて、かえつて評判を悪くすることのないように、中央では督促いたしておる次第でございます。大分お話のよ

うな点もありまして、あるいは中には税務署等によつて、そういうたうな態度に出たところが絶無でもなかつたと思ひますが、極力そういう点につきましては、今後も反省を加えるやうに指導いたしまして、適正を期するつもりでおる次第であります。

○門司委員 今の説明ですが、平田さんはそういう説明しかできないと私は思ひます。実際問題として、私もある問題について国税庁へ参つたのであります。それは六月十五日までにやれと言われまして、農村は農繁期で非常に忙しい時期ではありますし、かたがたはつきりわかつていないので、何とか考え直してくれぬかといふことを、実は相談に参つたのであります。そのときも実はそういうやうなお話が出て来たわけでありまして、実際の問題といたしましては、税務署に参りまして、用紙はほとんどないものであります。用紙が完全にあつて、それが事前に全部の——ことに農村につきましては、普通の農村にはそうありませんが、横浜あるいは東京近郊の蔬菜農家は、收穫の上で去年とは非常に大きな開きを持つのであります。従つてこれから農民は、そういうことに当てはまる可能性を多分に持つておられますので、実は各税務署に参りまして、まだ用紙が来ていない。それで去年はこれだけ減つてゐるんだという書類でも出していただければ、考えようといふやうな税務署の態度であります。税務署がそういう態度であるといふことになる

と、そのときもラジオや新聞で広告を見ておられますが、実際ラジオや新聞の広告ではとらに行き渡るかどうかと

いうことである。この点は特にこの機会に希望として申し上げておきます。が、税務署はもう少し親切にわたりやすくしてもらはないと、実際に徴税をやつておられます専門家諸君に頼んでも記載が困難だと思われるやうなむづかしいものを、農民、あるいは八百屋、魚屋さんにむりに押しつけてもできない、できないことをむりにやつておるからやらないことになつて、しまいに更正決定とか何とかでけんかするのになりますから、もう少し親切にわたりやすく、本庁においてになる方も、少し下の実情を調査してもらひたい。これは決して私個人のことで行つたのではありませんが、私が行つたときのことを申し上げますとこれはしやうがないといふ感じ以外に何もなかつたのであります。おそろく今年もまたこの次の更正決定の場合には、必ずいざこざが出て来ると思ひます。その点今の御答弁に關連して、特に注意していただきたいと思ひます。

○平田政府委員 非常にごもつともなお話でありまして、私どもも、極力今お話しになりました趣旨で徹底をはかりたい。税務署に参りまして、全部が全部お話のやうなところでもなく、相当やつてゐるところもあります。用紙を備へつけて、見えられた人に入してでも受けるように言つておられますが、なか／＼取運びがうまく行かないところもあるかもしれせん。しかしそういうやうに一定の事項を記載して届け出てもらつておけば、あとで必要な資料はさらに整備して出してもらつてもいいといふやうなことを通牒で出しておるわけでありまして、お話の

点は注意をいたしておるわけであります。

○久保田委員 用紙ができていなかつたのではなからうかといふやうな局長さんのお話であります。実際は税務署の方の説明を聞いたのです。今度は法の上においてはいつたりこれはきめられたのであるといふことで、申告しなかつた場合と、申告した場合は、申告しなかつた場合のその話を税務署の方がはつきり言われてゐる。申告しなかつた場合には、前年度の所得と同額に見積つて決定する。これは決して税務署の者を恨んでくれない、これはあなたたちが選挙した代議士がつくつた法律なんだからと、念の入つた話を税務署の方はされてゐるのです。そういう点は今局長の言われま

すように、刷りものができていなかつたのだらうといふやうな、そんななまやさしい考え方はない、計画的にやういふやうなことを納税者にはつきり言つておる。この点を局長さんこそ、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○平田政府委員 ところによりまして非常に徹底を欠きまして、周知につきまして不十分なところがあつたといふ御非難のやうに承るわけでありまして、これは先ほども申しましたやうに、今度の所得税法の予定申告に対する改正の上におきましては、実は大きな点であるといふことは、国会でもたびたび議論になつたところでありまして、この制度につきましても、大蔵委員会におきまして、相当多くの方がその可否についても議論されたわけでありまして、私もこの制度の運用につきましては、先ほどから言つておりますやうに、特に注意したわけでありま

す。率直に申しまして、私の気持としては、最初とはかく、新しい制度を設けて、むりをしてかえつて評判を悪くして、お互いにまずい結果になつてはぐあいが悪いから、少々ことは納税者のやうなことをよく聞いて、円滑にやつて行けといふやうなことを、たびたびある会議で私は注意したくらいでございますが、そういうことがなか／＼よく徹底しきれないで、やもすると税務署においてはやすきにつきまして、都合のいいやうな方に動かして行こう、こういう傾向に対して今の御非難かと思ひますが、極力そういう点につきましては将来とも十分努めまして、改善をはかりたいと存じます。青色申告制度につきましては、実は前から非難がありまして、税務署でいやがつておる、やりたくない、こういうやうな話も大分私には聞いておりますが、私は実はそういう制度だから意味があるの、税務署はどうでもいい、痛くもかゆくもないという制度なら、ほんとうにきき目がいいのだ、かまわずとんとん出して下さいといふやうなことを、講演等に行きまして、たび／＼言つた例を私は記憶しておるのであります。そういう点につきましては、納税者の方も十分主張すべきところは主張されまして、正しい運用に行きますやうにお願いいたしたいと思ひます。もちろん国会議員の方々もそういう面につきましては啓蒙その他、税務署に對しましても十分な御鞭撻のございまして、私も、私もむしる希望しておるやうな次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○大泉委員 たいへん委員長が熱心によつておられますので、どうも連日お

そくなつておりますが、今日はなるたけ早くお切上げ願いたいと思います。それでどうも発言をそちらの方ばかりやつておるようでありますが、こちらの方にも移していただきたいと思ひます。

ただいま平田主税局長がいらつしやいますからお答へ願ひたいと思ひますが、地方自治体、特に市町村の場合、税務署の決定に対して、たいていその決定に依存して、所得割を決定いたしました。その場合、公平な場合にはそれでいいけれども、どうも不審の場合には、町村自治体独自の立場で調査をして、いわゆる税額を決定する場合もあつた。それが、税務署の決定とか、あるいは国税庁の決定に対する食い違いがあつた場合にはどういふ処置をとられるか、お伺ひしたい。

○平田政府委員 今度の地方税には、御承知の通り必ずしも税務署の決定にまつてまいりません。建前としては税務署の決定が正しい場合、独自の立場で決定してよろしいといふことにいたしております。ただ実際の運用におきましては、税務署と市町村と所得の実情について見解の相違がありま

す。しかし違つた役所でございますから、場合によりますと見解の差があるかも知れません。それが理由なく違つておる場合においては、それ／＼監督の役所におきまして正しく調べまして、どちらか正しい方向に持つて行くように、やはり極力努力すべきものであつて、なほか／＼かように考へておる次第であります。

○大泉委員 税務署の場合は、相当訓練された官吏で、また非常に正確な人たちがそろつておられるので、まず信頼は置けますけれども、官吏である以上は、ちよい／＼更迭される。市町村の場合には、長くそこに居住しておつて、また業者の実態を把握するに、側面的あるいは裏面的な生活状況にまでもよく食い入つてわかつておる。こういう点において互いに長所もあるけれども、また欠点もある場合がある。こ

うしたときに、やはりお互ひに力をもち寄つて、そうして公正な所得の決定をされる一つの手段を、何か国として考へておられましようか。ただ別々な機関であるから、こちらはこつち、こちらはそつちというふうな考へ方でありまうか。

○平田政府委員 今お話の点は、最後にお話になつたことと、実はまつたく逆でございまして、今度市町村民税の実施を機として、従来より以上に税務官庁におきまして、市町村の調査なり、意見をよく聞くようにし、それから市町村側におきまして、税務官庁に、できるだけ正しい課税をするという意味におきまして協力を願うように、両者の關係をより一層今までよりも緊密にしてやつていただくように、方針をいたしましては私も極力運用

に努めたいと考へております。いろいろ地方の状況を聞いてみますと、そのような方向に大分動いておるようでございます。私非常にいい機会だと思ひますので、両者の協力態勢をさらに一層徹底させるようにして参りたいと考へておるものでございまして。

○大泉委員 今度は自治庁の方にねえ、一法人に対して課税する均等割は、一法人に対して課税するの、あるいは事務所、あるいは事業所ごとにかけられるのかどうか。

○鈴木政府委員 均等割は事務所、事業所ごとにそれ／＼かけるわけでありまう。

○大泉委員 そうすると事業所が十箇所あれば、一法人に対して十戸分かけられるといふことに、会社側から見ればなる。あるいはまた自治体は一つであるけれども、会社としては一つの本社に對し、事業所が十も二十もある場合には、そうした例でかけられるわけですね。

○鈴木政府委員 これはお話のようになつても、一つの会社が同一市町村内に五つなり十なり、二十なり事務所を持つておられますれば、この案をいたしましては、それ／＼に對してそれだけのものがかかることになるわけでありまう。これは、なぜさういふふうにいたしましたかと申しますれば、やはり法人がそれだけの数の事務所なり業務所を持つておるといふことは、結局それだけ市町村との間におきまして、結びつきが多いといふことでございするから、單に一箇所の事務所を持つておられますものよりも、やはりそれだけ、より多くの市町村側からのサービスを受けておるわけにございする

し、さういふような点を考へますると、やはり一つ／＼を一つの主体として見まして、それ／＼かけて行くという方が適當ではないか、こう考へておるわけでありまう。

○大泉委員 それから自治体が所得割を適用するに際して、種類が三つあります。自治体の任意にまかせるのですか。あるいはまた自治庁として、どれか、これが一番適當であるといふような指示をされるのかどうか。

○鈴木政府委員 この点はシャープ勧告にございするうちに、市町村民税の課税標準の課税の方式として、この三つの方式をそのまま取入れたわけでありまう。あるいは所得税額だけとか、あるいは課税標準所得金額だけとか、いろいろ考へるものと存じます。が、やはりなるべく地方税制、財政の自主性といふ点から考へまして、それぞれの村柄、市柄に応じて選択できるようにいたした方で、適當ではないであらうか。わくとしては、なるべくゆるいわくをもつて市町村の自主性を強くしておいた方がよいであらうといふ見地から、シャープ勧告のこの三つの方式を、実はそのまま取入れたわけでありまう。

○大泉委員 自治体の任意にまかせるという立場にあるわけでありまうが、ことに減額を叫ばれており、また固定資産税が、各納税者には相当大きく響くのでありますから、これになるだけ軽い一つの箇所を選んで——いわゆる第三の場合が一番軽いと思ひますが、これを自治庁として一つの範をたれてるように指導していただきたい、こ

ういうふうに私も思ひますのであります。次に、これはせんだつて陳情があつたのであります。日本赤十字社の固定資産に対する課税は、やはりとられるのですか、やる方針なのですか。

○鈴木政府委員 日本赤十字社につきましても、もちろん課税の対象としては一応これを予定いたしておるわけでありまう。ただ直接社会事業の用に供してありますものについては、三百四十八條の第二項第九号であります。が、社会事業の用に供する固定資産という註によりまして、さういふふうなものは除外することになります。従つて日本赤十字社でも、たとえば何か販売取次をやつておるとか、いふやうな、直接社会事業の用に供しておらないものがありまうれば、かかるわけでありまうけれども、まず大部分のものは、おそろく課税対象から除くことになるのだらう、かように考へております。

○大泉委員 固定資産税としてはかけられないだらう、さういふふうには聞きましたが、それでよろしうございしますか。

○鈴木政府委員 固定資産税としては、まず大体かかるものはないのではありません。たださういふ考へておりまう。

○久保田委員 もう一言だけお伺ひしておきたい。先ほどお尋ねいたしました減額申請の今後の運用方法を、一応平田局長さんからはつきりしておいてもらいたい。税務署の方ではこれを返そうとしておる。一応減額申請を出したものを、税務署によつては持つて帰つてくれといつて返そうとする、さうい

ふうなやり方では、今日ではなるたけ早くお切上げ願ひたいと思ひます。それでどうも発言をそちらの方ばかりやつておるようでありますが、こちらの方にも移していただきたいと思ひます。

ただいま平田主税局長がいらつしやいますからお答へ願ひたいと思ひますが、地方自治体、特に市町村の場合、税務署の決定に対して、たいていその決定に依存して、所得割を決定いたしました。その場合、公平な場合にはそれでいいけれども、どうも不審の場合には、町村自治体独自の立場で調査をして、いわゆる税額を決定する場合もあつた。それが、税務署の決定とか、あるいは国税庁の決定に対する食い違いがあつた場合にはどういふ処置をとられるか、お伺ひしたい。

今度の地方税には、御承知の通り必ずしも税務署の決定にまつてまいりません。建前としては税務署の決定が正しい場合、独自の立場で決定してよろしいといふことにいたしております。ただ実際の運用におきましては、税務署と市町村と所得の実情について見解の相違がありま

方針をとつておるところもあるのですが、この点をひとつ局長さんからはつきり伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 減額申請につきましては、何しろ申告の時期が七月末でありますので、それまでになるべく早く処理してもらいたい、直税部長の会議では、異例のものを除きまして、ほとんどそれまでに処理するように指示しております。

それから今返すというお話がございましたが、書類の不備なものにつきましては、もう少し整備して出し直すようにという事は、おそろくやつておるかと思いますが、よく調べもせず、理由もなく返すということは、いたすべき筋合いのものではないと考えております。しかしいづれにいたしましても、申告の時期までにきめなければなりませんので、それまでにはいろいろな状況を調べまして、いづれかに決定する、こういう運びで目下懸命に努力しております。

○立花委員 関連して伺いますが、それは書類の上で審査なさると同時に、実態調査までやつてもらいたいと思ひます。書類は非常に書きにくくなつておりますし、農民などは農作物の価格が決定しないで、たなおろしができないということになつておりますので、書面審査だけで決定をなさらないで、実態調査まではつきりやつて御決定になりたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の通り、できる限り実態調査をやつた上できめるということになると思ひますが、ただ簡単に机上でわかり得る場合は、机上で処理する場合があるかもしれま

せん。

○藤田委員 議事進行に関して動議を提出いたします。連日お互いに大分働きまして疲れております。明日午前中に市町村民税を終るということで、本日はこの程度で散会せられんことを望みます。満場一致御賛成を得ることを期待いたします。

○前尾委員長 藤田君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 御異議なしと認めます。

明日は午前十時より開会することにしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

昭和二十五年八月一日印刷

昭和二十五年八月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁